

第7期鱒ヶ沢町  
介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画  
(案)

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度

平成30月3月

青森県鱒ヶ沢町



## はじめに

本町では、平成 27 年 3 月に「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を大きな柱とした「第 6 期鱒ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、介護保険事業の充実とともに、適切な運営に務めてまいりました。

また、国では、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年を見据えた法改正（平成 29 年）が行われ、そのなかで、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進や認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）などについて盛り込まれています。

本町では、これまでの事業成果を継承しつつ、このような動向と地域の実情に合った施策を実現させるため、平成 30 年度から 3 力年を期間とする「第 7 期鱒ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定しました。

本計画では、「魅力ある自然の中で、高齢者が健康で生きがいを持って、いつまでも自立し自発的に社会参加ができる助け合いのまち」を基本理念として、その実現のために「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」、「地域包括支援センターの機能強化」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」などの施策を掲げ、着実に取り組んでまいります。

施策の推進には、町民の皆さまをはじめ、保健・医療・福祉等の各関係団体、事業者と連携・協働が必要となりますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、アンケート調査への回答にご協力をいただきました町民の皆さまをはじめ、本計画策定にあたり様々な視点からご審議していただきました鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会委員の皆さま、並びに関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

鱒ヶ沢町長 **平田 衛**

## 目次

### 第1部 総論

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第4節 日常生活圏域の設定	3
第2章 高齢者を取り巻く状況	4
第1節 町の概要	4
第2節 高齢者の状況	5
第3節 第6期計画の取組状況の評価	12
第4節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要	35
第3章 制度改正の動向	40
第1節 地域包括ケアシステム強化に向けた法改正	40
第2節 認知症施策の総合的な推進	42
第4章 第7期計画の基本的な考え方	42
第1節 基本理念	42
第2節 基本目標と施策目標	43

### 第2部 各論（今後の取り組み）

第1章 地域で支え合える体制づくり（地域包括ケアシステムの推進）	45
第1節 元気に自立して生活できる町	46
第2節 生きがいを持って生活できる町	48
第3節 介護予防と社会参加に積極的に取り組める町	50
第4節 必要な時に利用できる医療・介護・福祉サービスが充実した町	55
第5節 安心して在宅生活が続けられる町	63
第2章 高齢者を支える介護体制づくり （介護保険事業サービスと介護保険料）	65
第1節 介護給付費適正化への取り組み及び目標	65
第2節 介護予防サービスの推進	66
第3節 介護給付サービスの推進	67
第4節 地域密着型サービスの推進	71
第5節 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料	73

資料編	83
-----	----

# 第1部 総論

---

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 高齢者を取り巻く状況
- 第3章 制度改正の動向
- 第4章 第7期計画の基本的な考え方

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

### ◆総人口の減少と高齢化の進展

平成20年を境に、わが国においては人口減少社会へ突入し、一方で、引き続き世界に類をみない速度で高齢化が進んでいます。平成27年に65歳以上の高齢者になるいわゆる「団塊の世代」が、平成37年には75歳以上の後期高齢者となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。厚生労働省によると、平成37年には65歳以上の高齢者の数が3,657万人となり、高齢化率も30.3%に達すると見込まれています。

鱒ヶ沢町においても、平成27年の高齢化率は39.7%（平成27年国勢調査）となっています。

人口減少と高齢化が一層進む社会において、高齢者をはじめとした全ての国民が、いかに安心して暮らしていくことができる制度を構築できるかが大きな課題となっています。

### ◆介護保険環境の変化

要支援・要介護認定率が高くなる75歳以上の人口が平成37年にかけて急速に増加し、その後も増加し続けると見込まれています。一方で、介護保険料を負担する40歳以上の人口はわずかに増加し続けますが、平成37年以降は減少していくと推計されています。

介護保険制度を利用する高齢者が増加し、保険料負担者が減少していく社会の中でも、必要な人に必要な支援を提供し続けられるように、元気なうちから健康支援を行い、介護認定者とならないような仕組みづくりの必要性がますます高まっています。

### ◆介護保険法の改正

第5期計画では、魅力ある自然の中で、高齢者が健康で生きがいを持って、いつまでも自立し、自発的に社会参加ができる助け合いのまちを構築するために必要となる、①介護保険サービスの充実、②認知症高齢者対策の推進、③介護予防の推進、④地域ケアの推進、⑤高齢者の積極的な社会参加の充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させてきました。

第6期計画では、第5期の重点課題の方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化してきました。

その上で、第7期計画では、持続可能な介護保険制度構築のために、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の安定性の確保」を柱に、介護保険事業を運営していく必要があります。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法に基づく介護保険事業計画と、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画を一体のものとして策定します。

また、本計画は、第5次鱒ヶ沢町長期総合計画（平成23年度～32年度）で掲げる施策を保健福祉の観点から具体化する個別計画であり、青森県老人福祉計画・介護保険事業支援計画との整合性や本町の保健・医療・福祉に関する各計画との調和を保って策定するものです。

### 《介護保険事業計画》

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、策定が義務付けられている計画です。

介護等を必要とする高齢者を対象としており、要支援・要介護状態となった人数やサービス利用意向を把握し、介護保険給付対象となるサービスの種類ごとに、必要とされるサービスを提供するための基盤を計画的・効率的に整備することを目的としています。

### 《高齢者保健福祉計画》

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、策定が義務付けられている計画です。

高齢期になっても、住み慣れた地域で尊厳を持って、健康で活動的に暮らしていくことができるように、全ての高齢者を対象に、地域における保健・医療・福祉のニーズを把握し、必要とされるサービスを提供するための基盤を計画的・効率的に整備することを目的としています。

### 第3節 計画期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間について、3年を1期と定められています。したがって、第7期の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして策定することから、同じ期間とします。

【図3-1 計画期間】



### 第4節 日常生活圏域の設定

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように日常生活圏域を設定し、生活圏域毎にサービスをきめ細かく提供します。

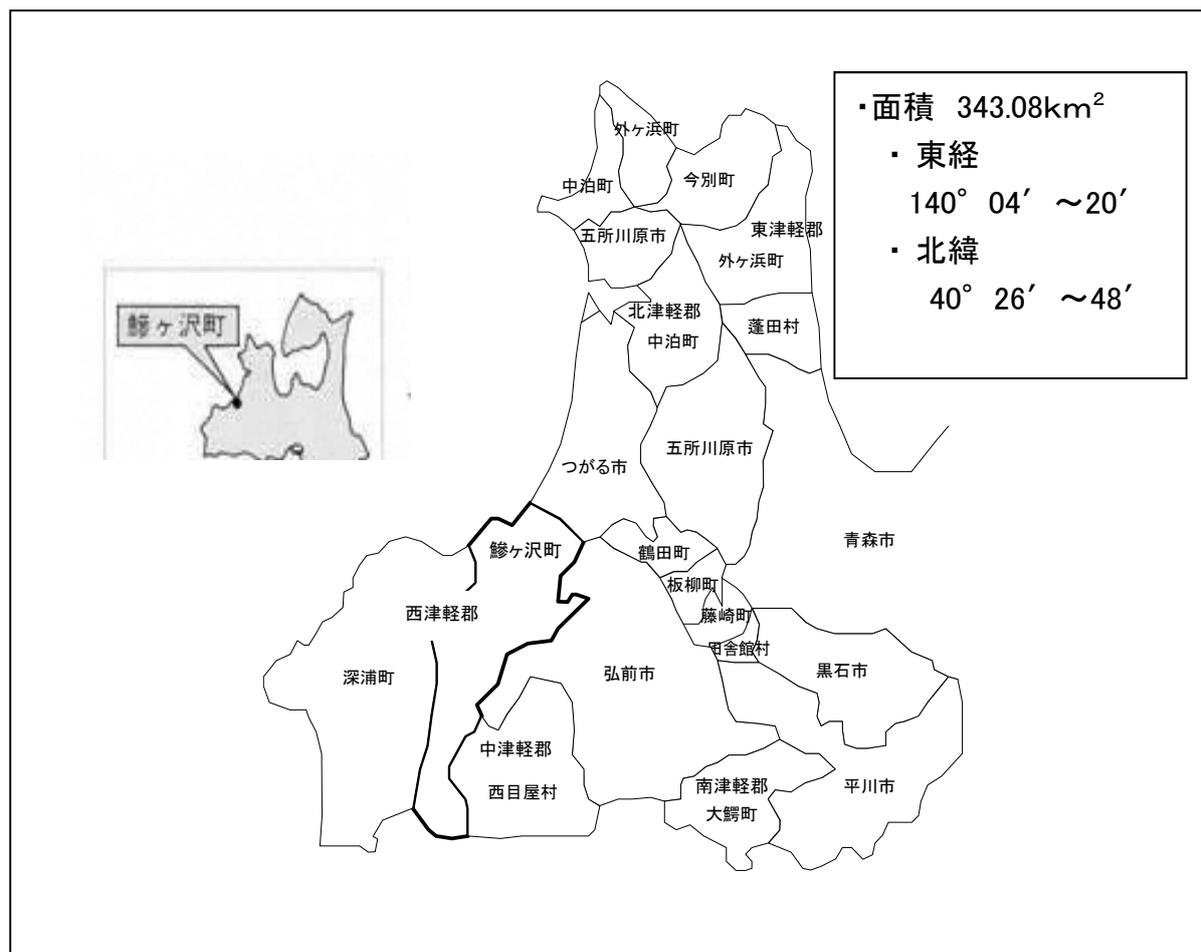
本町では、これまでの取り組みの継続性を重視し、鱒ヶ沢地区、舞戸地区、赤石地区、鳴沢地区、中村地区の5地区全体を一つの日常生活圏として設定します。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 第1節 町の概要

鱒ヶ沢町は、東西 22km、南北 40km と南北に細長く、総面積は 343.08km<sup>2</sup>、町土のおよそ 8 割は山林で占められています。北は日本海、南には世界自然遺産白神山地を有し秋田県に接しています。市街地は海岸線に沿って形成されているほか、町土を流れる赤石川、中村川、鳴沢川の流域におよそ 40 の集落が点在しています。また、河川流域に水田地帯、岩木山麓の丘陵地に畑作地帯、鳴沢川流域の平坦部に果樹園が広がっています。気候は、日本海に面した海岸部では、対馬海流の影響から積雪が比較的少ないものの、岩木山麓から白神山系に至る山間部は豪雪地帯となっています。町の歴史は古く、1491 年に津軽藩始祖大浦光信公が種里に入部したことから、津軽藩発祥の地とされています。また、藩政時代には津軽藩の御用港として栄え、北前船の往来で繁栄を極めました。

【図1-1 鱒ヶ沢町位置図】



## 第2節 高齢者の状況

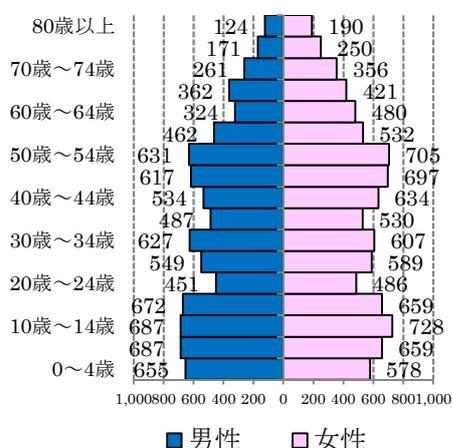
### (1) 長期人口推移

国勢調査を基に昭和55年以降の男女別・年齢階層別にみると、男女ともに若年者層が減少し、高齢者層が増加してきていることがみられます。

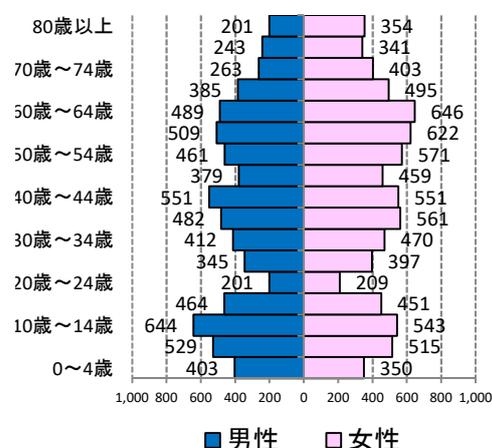
特に、総人口に占める65歳以上人口の割合は、昭和55年は2割弱でしたが、平成27年には4割に近付いており、高齢者人口の伸びが顕著となっています。

【図2-1 長期人口推移（人口ピラミッド）】

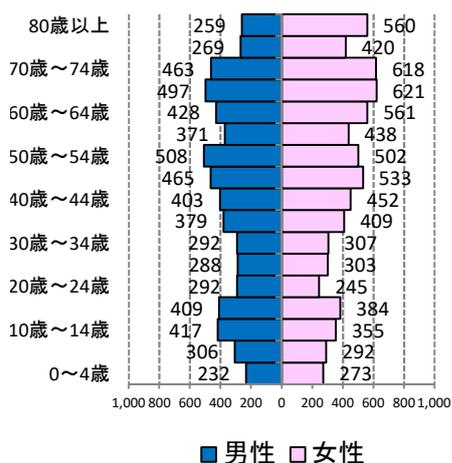
【昭和55（1980）年】総人口：17,402人



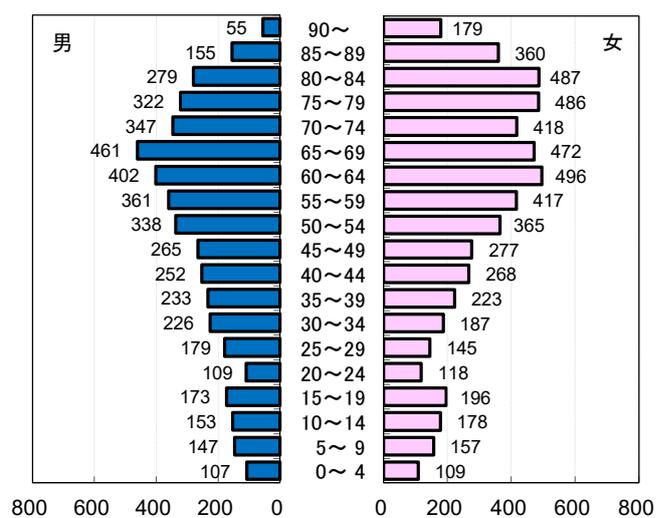
【平成2（1990）年】総人口：14,899人



【平成12（2000）年】総人口：13,551人



【平成27（2015）年】総人口：10,126人



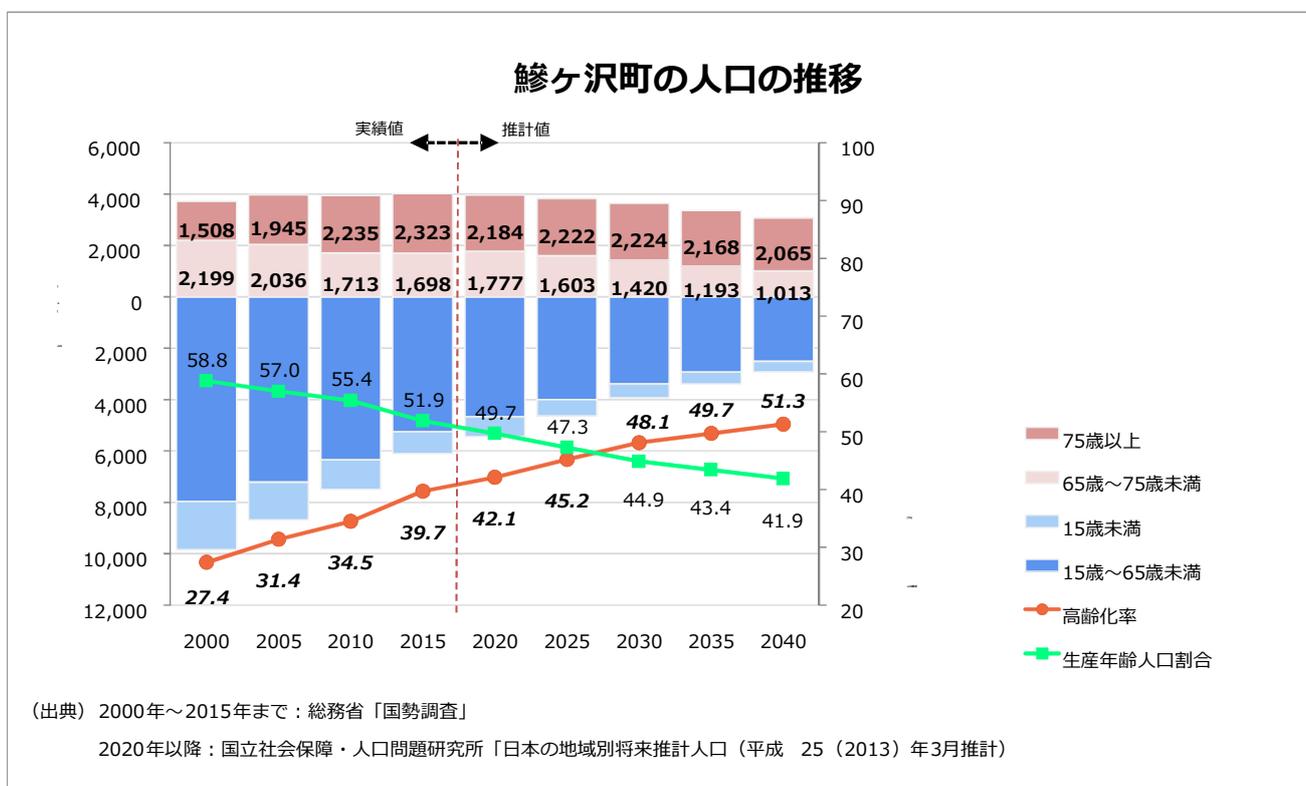
※出典：国勢調査

(2) 人口と高齢化の推移

本町の人口の推移をみると、総人口は年々減少傾向にあります。65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばい状況となっています。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）を比較すると、後期高齢者（75歳以上）人口が増加し、平成27年では2,323人と、前期高齢者を625人上回っており、今後、後期高齢者の割合がますます高まっていくとみられます。後期高齢者になると要介護者となりやすく、また、要介護度の悪化が進むことも見込まれるため、引き続き、介護予防や認知症対策の推進、介護サービスの基盤整備・質の向上が重要となってきます。

【図2-2 人口推移（年齢別）と人口割合】

	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
人口 (人)	13,551	12,662	11,449	10,126	9,401	8,463	7,576	6,760	5,997
15歳未満 (人)	1,875	1,464	1,155	851	767	633	533	463	408
15歳～65歳未満 (人)	7,969	7,217	6,346	5,254	4,673	4,005	3,399	2,936	2,511
65歳～75歳未満 (人)	2,199	2,036	1,713	1,698	1,777	1,603	1,420	1,193	1,013
75歳以上 (人)	1,508	1,945	2,235	2,323	2,184	2,222	2,224	2,168	2,065
高齢者人口 (人)	3,707	3,981	3,948	4,021	3,961	3,825	3,644	3,361	3,078
生産年齢人口割合 (%)	58.8	57.0	55.4	51.9	49.7	47.3	44.9	43.4	41.9
高齢化率 (%)	27.4	31.4	34.5	39.7	42.1	45.2	48.1	49.7	51.3
高齢化率（青森県） (%)	19.5	22.7	25.7	30.0	33.5	35.8	37.6	39.3	41.5
高齢化率（全国） (%)	17.3	20.1	22.8	26.8	29.1	30.2	31.5	33.3	36.0



※出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」

### (3) 高齢者世帯の状況

一般世帯総数は減少している一方、65歳以上の高齢者人口の増加に伴い、高齢者の単独世帯と同居世帯は増加しています。平成27年10月現在の高齢者の単独世帯及び夫婦世帯は合わせて1,217世帯となっており、総世帯数に占める割合も3割を超えています。

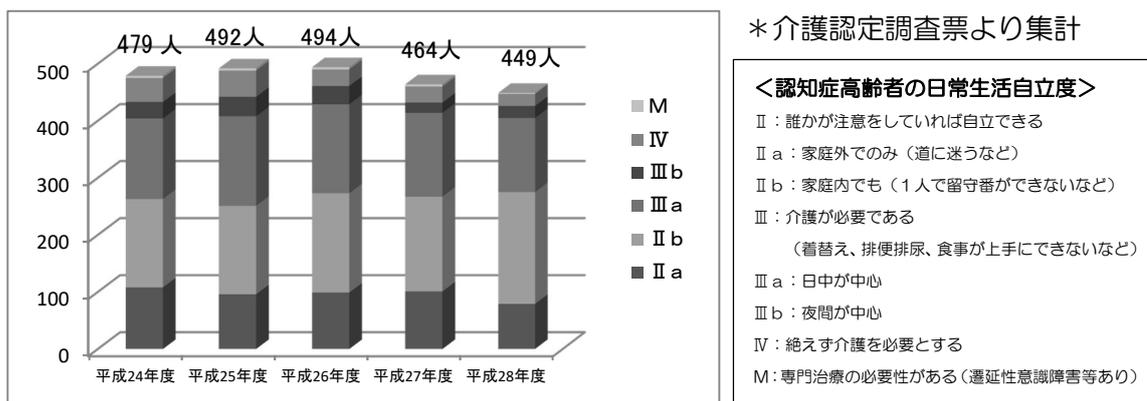
【図2-6 高齢者世帯の状況】

(出典:国勢調査)

	平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯総数	4,239	100	4,095	100	3,851	100
高齢者世帯	2,210	52.1%	2,415	59.0%	2,556	66.4%
単独世帯	497	11.7%	546	13.3%	626	16.3%
夫婦世帯	544	12.8%	628	15.3%	591	15.3%
同居世帯	1,169	27.6%	1,241	30.3%	1,339	34.8%

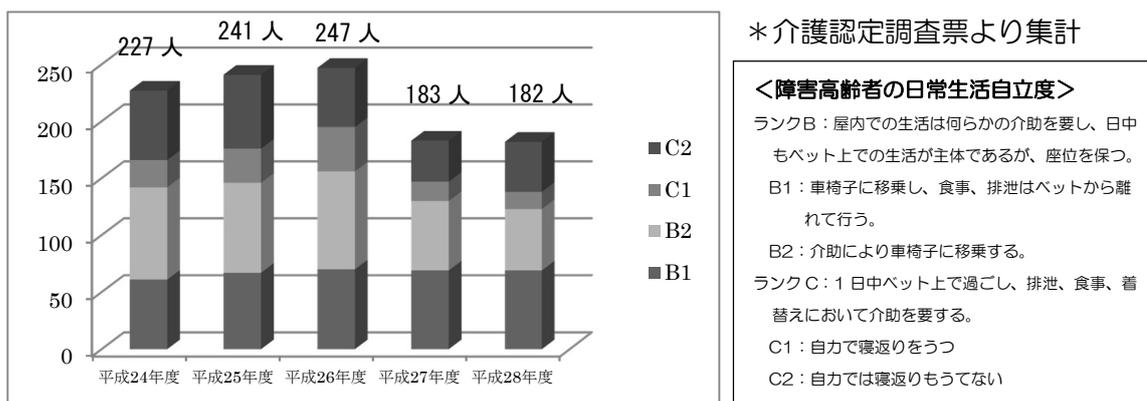
### (4) 認知症高齢者の状況

認知症高齢者(Ⅱa以上)は、平成28年度末時点で、449人で要介護認定者の56.9%、高齢者全体では11.0%となっています。今後、後期高齢者の割合が増えていくことを考えると、認知症高齢者の増加が予測されます。



### (5) 寝たきり高齢者の状況

寝たきり(B1以上)は、平成28年度末時点で、182人で要介護認定者の19.9%、高齢者全体では、4.4%となっています。今後、後期高齢者の割合が増えていくことを考えると、寝たきり高齢者が増加する可能性があります。



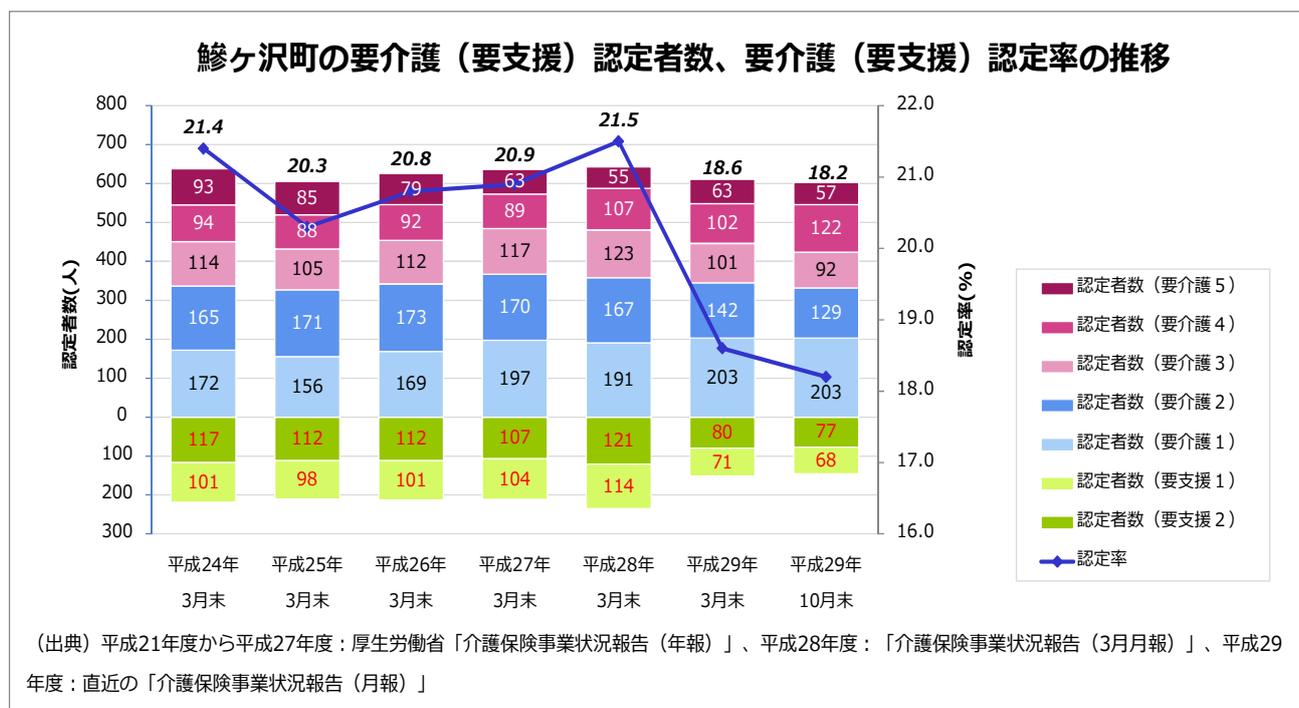
(6) 認定者数の推移

要支援・要介護認定者はやや減少傾向にあり、平成29年10月末時点で748人となっています。要介護度別にみると、平成29年度で要介護1と要介護4の人数が増加してきています。

高齢者人口に対する要支援・要介護認定者数の割合（以下「認定率」とします）は、平成29年10月時点で18.2%と、全国及び青森県の平均と同程度となっています。

【図2-3 要支援・要介護認定者数の推移】

	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成29年 10月末
認定者数 (人)	856	815	838	847	878	762	748
認定者数(要支援1) (人)	101	98	101	104	114	71	68
認定者数(要支援2) (人)	117	112	112	107	121	80	77
認定者数(要介護1) (人)	172	156	169	197	191	203	203
認定者数(要介護2) (人)	165	171	173	170	167	142	129
認定者数(要介護3) (人)	114	105	112	117	123	101	92
認定者数(要介護4) (人)	94	88	92	89	107	102	122
認定者数(要介護5) (人)	93	85	79	63	55	63	57
認定率 (%)	21.4	20.3	20.8	20.9	21.5	18.6	18.2
認定率(青森県) (%)	18.7	18.9	19.1	19.0	18.8	18.5	18.2
認定率(全国) (%)	17.3	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.1



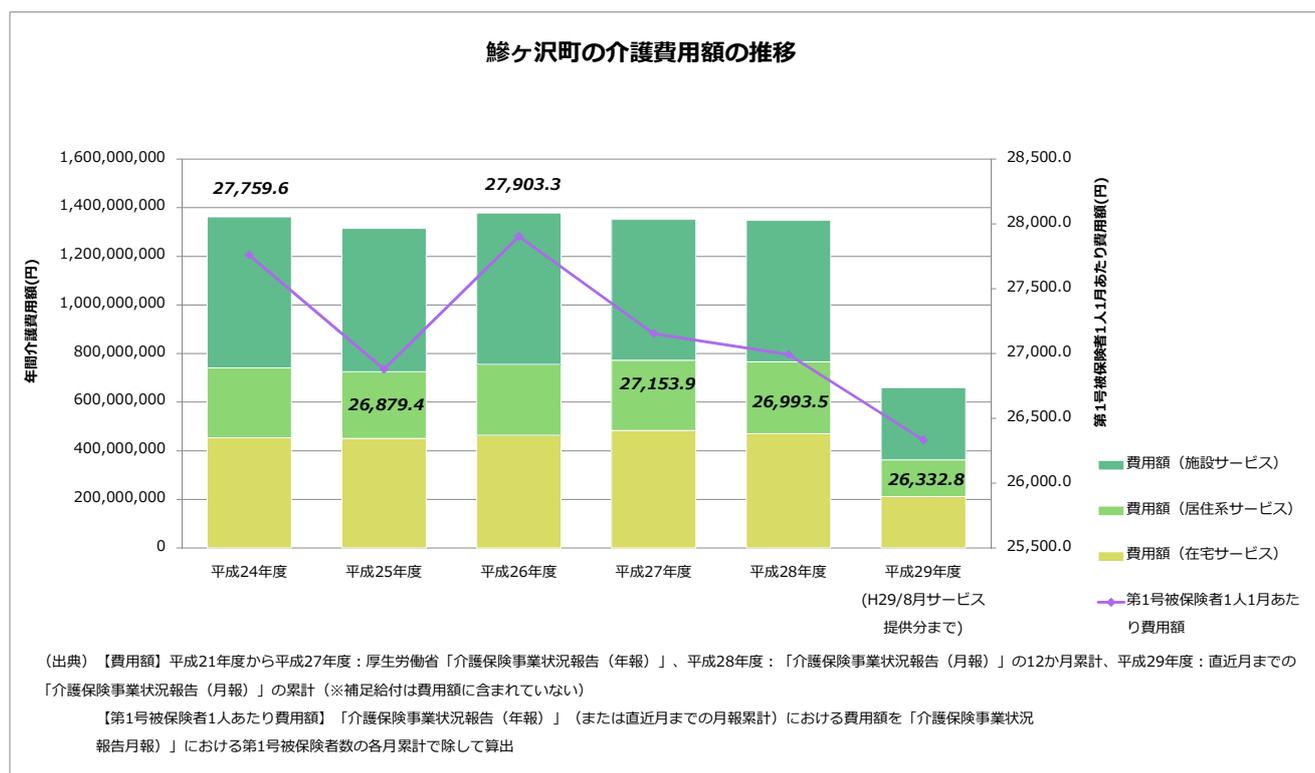
※出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」

(7) 介護費用額の推移

介護費用額は、ほぼ横ばいで推移しており、平成28度は13億4,740万2,581円となっています。第1号被保険者1人1月あたりの費用額でみると、平成28年度は26993.5円となっており、青森県平均と同程度であるものの、全国平均を上回る額となっています。

【図2-4 介護費用額の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (H29/8月サービス提供分まで)
費用額	(円) 1,361,739,418	1,314,586,842	1,378,814,878	1,351,824,700	1,347,402,581	660,111,067
費用額 (在宅サービス)	(円) 453,512,138	450,669,092	463,856,022	484,417,920	470,451,651	212,116,577
費用額 (居住系サービス)	(円) 287,967,470	273,855,560	291,502,290	288,416,330	296,133,380	150,728,190
費用額 (施設サービス)	(円) 620,259,810	590,062,190	623,456,566	578,990,450	580,817,550	297,266,300
第1号被保険者1人1月あたり費用額	(円) 27,759.6	26,879.4	27,903.3	27,153.9	26,993.5	26,332.8
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (青森県)	(円) 26,408.2	26,881.5	27,163.6	26,831.3	26,670.4	27,102.2
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (全国)	(円) 22,224.7	22,531.8	22,878.0	22,926.6	23,007.9	23,566.6



※出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」】

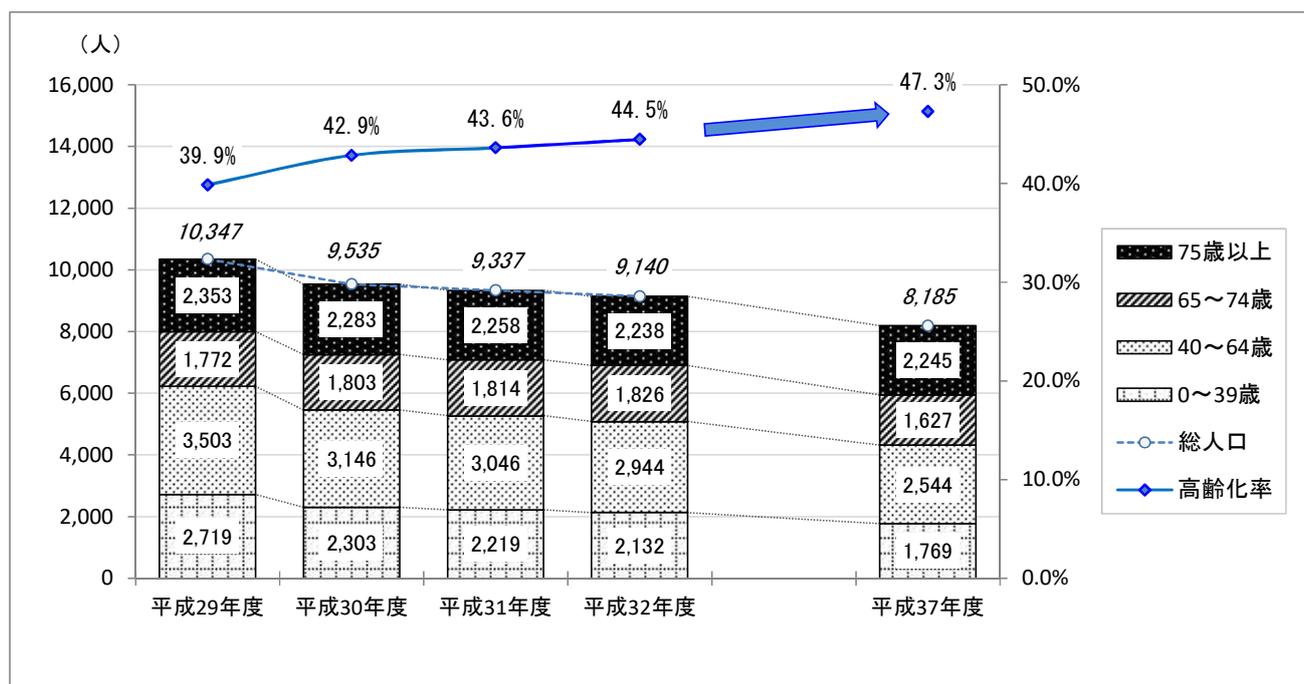
(8) 第7期計画期間中の人口推計

高齢者等の人口は、今後の介護サービス等の見込量を推計する基礎となるものです。

国立社会保障・人口問題研究所による推計人口を基に、平成30年度～平成32年度と、長期の見込みとして平成37年度の高齢者等の人口推計を実施しました。

推計結果では、町の総人口が減少する中で高齢者人口も減少していくとされています。その中で、高齢者の減少と比較して総人口の減少が大きいいため、町内における高齢化率は上昇していき、平成32年には44.5%、平成37年には47.3%となることが見込まれます。

【図2-5 高齢者等人口の推計】



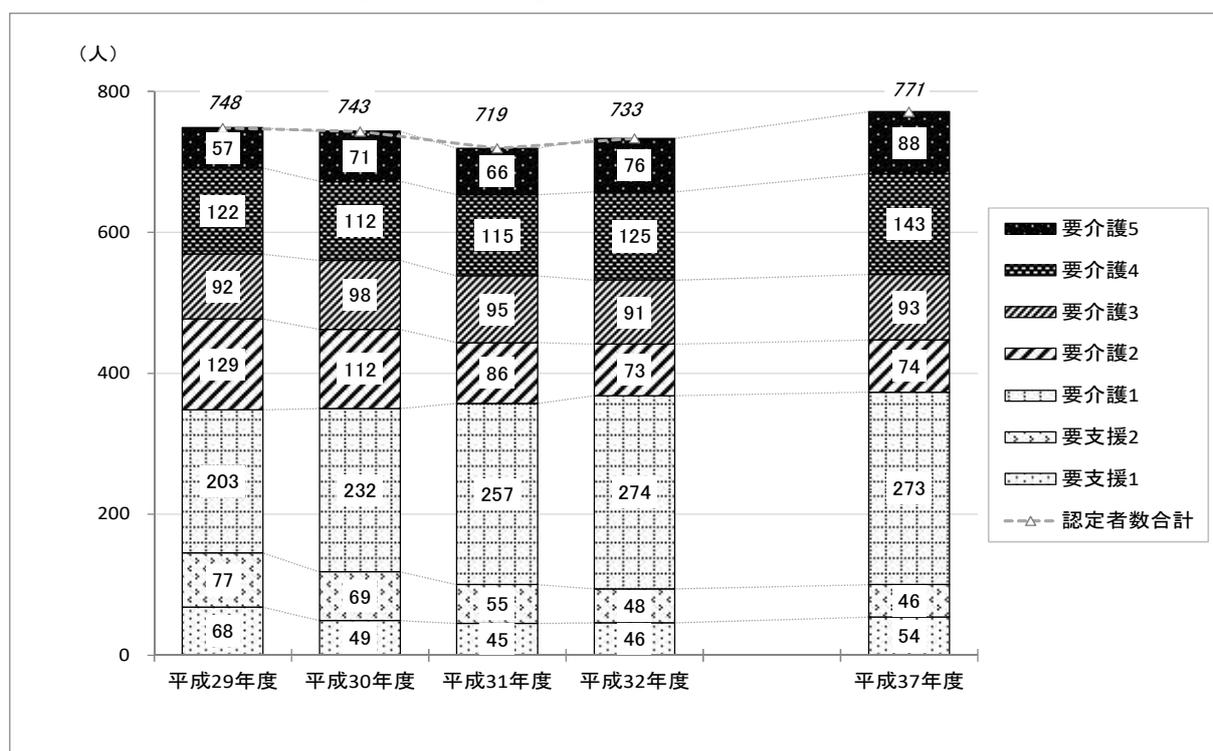
(9) 第7期計画期間中の認定者数の見込み

要支援・要介護認定者数については、厚生労働省の「地域包括ケア『見える化』システム」により、過去の認定者数の伸びを反映して推計をしました。

推計では、要支援・要介護認定者数は緩やかな減少と増加を伴いながら横ばいで推移していくものの、平成37年には要介護3以上の重度者の割合がやや高まるものと見込まれます。

【図2-7 要支援・要介護認定者数の推計】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総数	748	743	719	733	771
要支援1	68	49	45	46	54
要支援2	77	69	55	48	46
要介護1	203	232	257	274	273
要介護2	129	112	86	73	74
要介護3	92	98	95	91	93
要介護4	122	112	115	125	143
要介護5	57	71	66	76	88
うち第1号被保険者数	731	727	701	710	750
要支援1	66	49	45	46	54
要支援2	73	59	42	31	30
要介護1	201	229	254	270	270
要介護2	122	111	86	73	74
要介護3	91	98	95	91	93
要介護4	122	111	114	124	142
要介護5	56	70	65	75	87



第3節 第6期計画の取組状況の評価

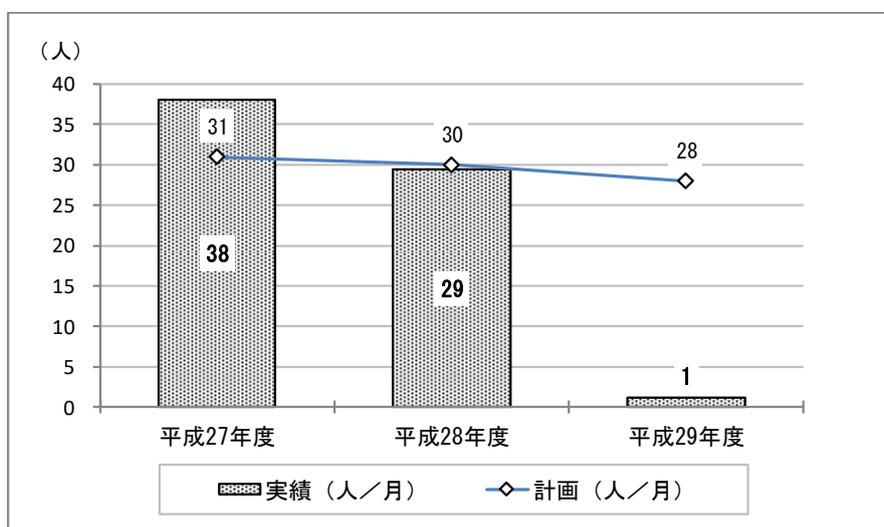
介護保険サービス

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護（ホームヘルプサービス）とは…

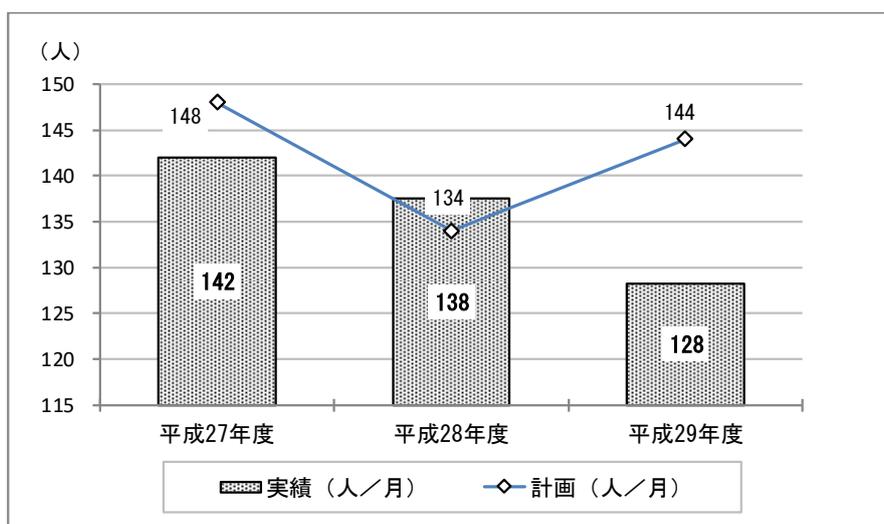
訪問介護員（ホームヘルパー）等がサービスを受ける方の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活の世話を行う。

【介護予防訪問介護利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

【訪問介護利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

訪問介護の実績は、予防給付は総合事業への移行などの事業再編があったために計画との乖離がみられ、介護給付では利用者はやや減少傾向にある。

〔現状と課題〕

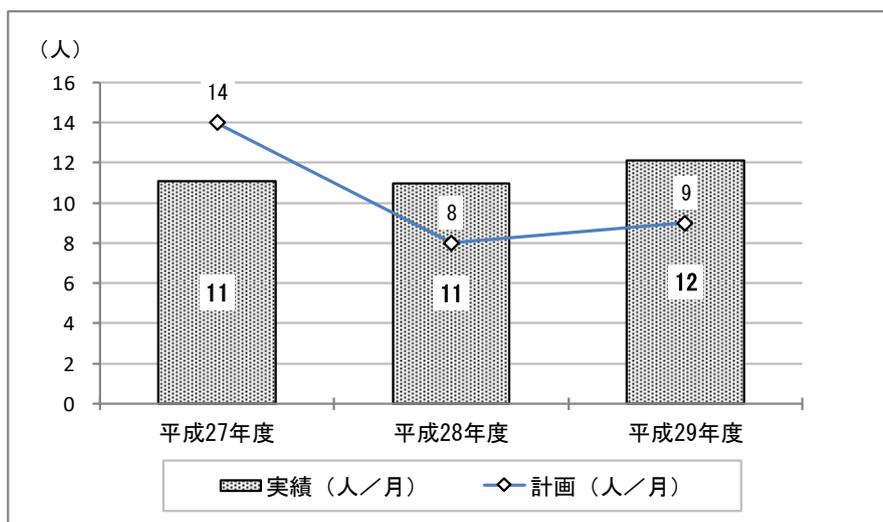
住み慣れた自宅で長く暮らしていけるよう、高齢者の生活状態に応じた24時間体制の多様なサービス提供など柔軟なサービスの充実が求められる。

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護とは…

寝たきり状態等が続き、家庭で入浴する事が困難な高齢者のために、家庭を訪問し、ベッドの隣に浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供する。

【訪問入浴介護利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

訪問入浴介護は、ほぼ計画どおりで、利用人数は横ばい傾向にある。

〔現状と課題〕

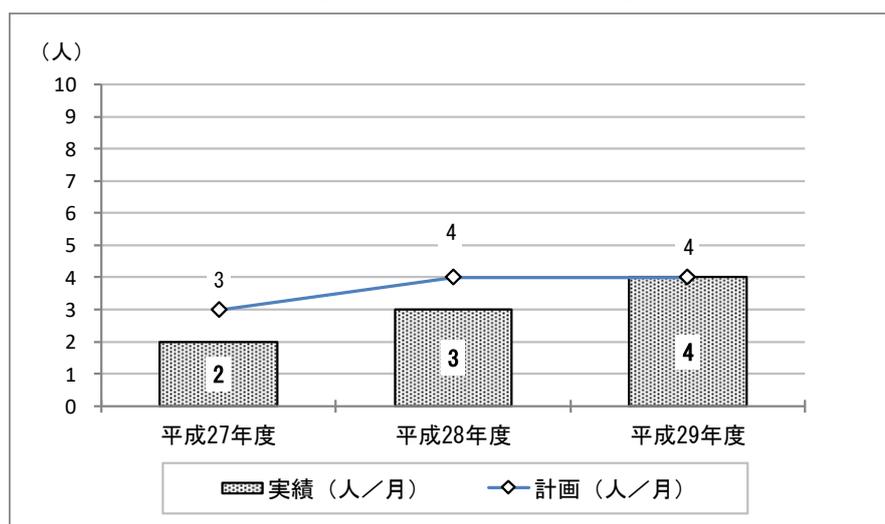
利用者の状態やニーズに合わせて、入浴形態を選択して提供されている。在宅介護の継続を図るためケアプランでの柔軟な対応が求められる。

## (3) 訪問看護

訪問看護とは…

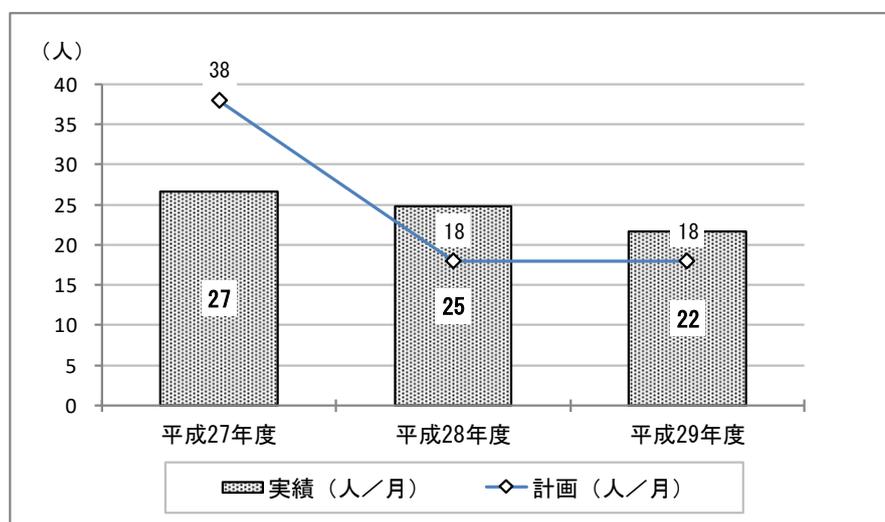
主治医の指示により、医療機関や訪問看護ステーションの看護師が家庭に訪問して療養上の世話や看護を行う。

【介護予防訪問看護利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

【訪問看護利用実績】



訪問看護の実績は、ほぼ計画どおりで、利用人数は予防給付でやや増加傾向、介護給付はやや減少傾向にある。

## 〔現状と課題〕

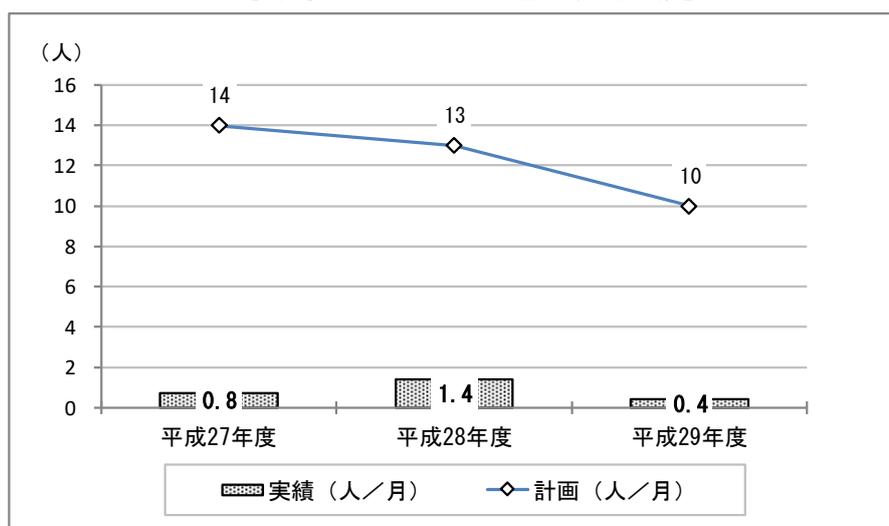
訪問看護サービスは年々そのニーズが拡大している。訪問看護専任の看護師の増員及び資質の向上や総合的在宅医療体制の充実が必要とされる。

## (4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションとは…

主治医の指示で理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して心身の機能を維持回復させ、自立を助けるためのリハビリテーションを行う。

【訪問リハビリテーション利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

訪問リハビリテーションの実績は、計画をかなり下回っており、利用者はほとんどいない状況である。

## 〔現状と課題〕

本町ではつがる西北五広域連合鰯ヶ沢病院がサービスを提供している。今後も引き続き、マンパワーの確保や総合的在宅医療体制の充実が求められる。

(5) 通所介護及び通所リハビリテーション

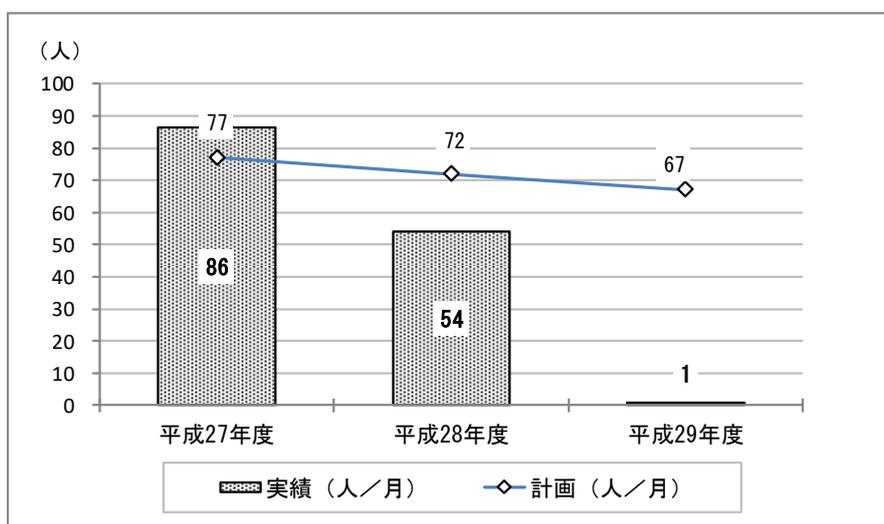
通所介護（デイサービス）とは…

特別養護老人ホームや高齢者デイサービスセンターに通い（送迎をうけ）、施設で入浴・食事の提供、その他日常生活の世話と機能訓練を受ける。

通所リハビリテーション（デイケア）とは…

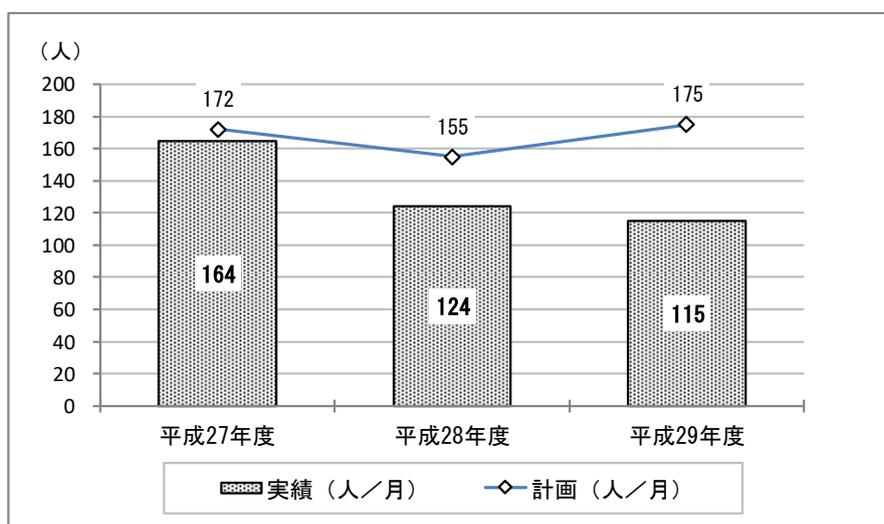
通所リハビリテーションは、入院するほどではないが、身体の機能を回復・維持するためにリハビリが必要な高齢者に対して、老人保健施設等で、医療的なサービスも含めた各種サービスを提供する。

【介護予防通所介護利用実績】



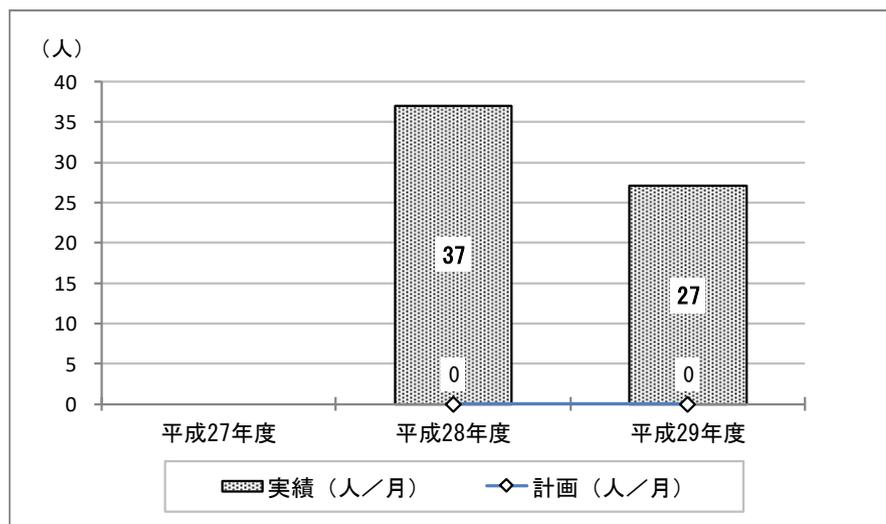
※平成29年度は利用見込み。

【通所介護利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

【地域密着型通所介護利用実績】

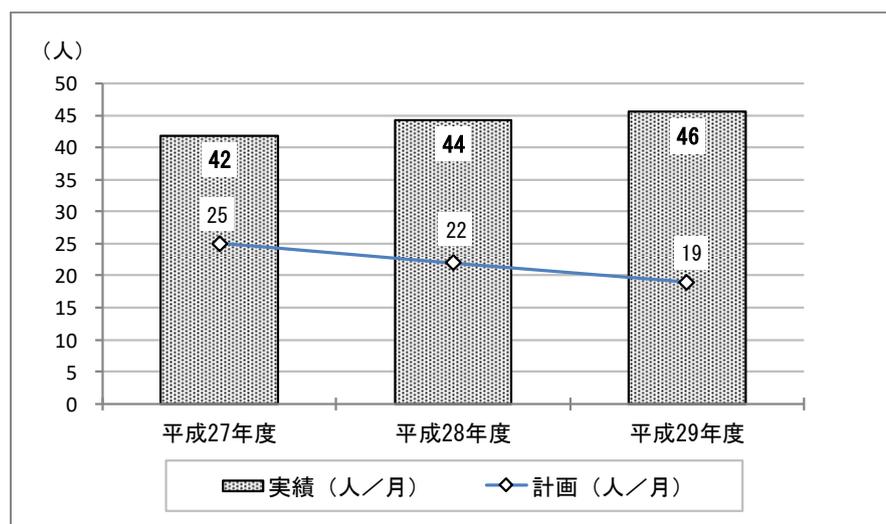


通所介護の実績は、総合事業への移行などの事業再編があったために計画との乖離がみられるが、サービス全体として利用人数は減少傾向にある。

〔現状と課題〕

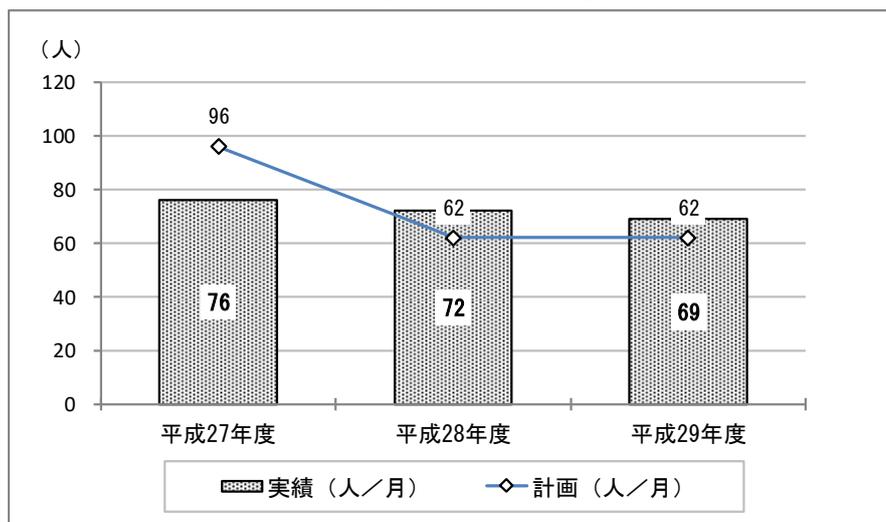
今後も利用者ニーズに合わせた多様なサービスの展開や、要介護状態を改善させるためのサービスの質の向上が求められる。

【介護予防通所リハビリテーション利用実績】



※平成 29 年度は利用見込み。

【通所リハビリテーション利用実績】



通所リハビリテーションの実績は、計画を上回っており、利用人数は横ばい傾向にある。

〔現状と課題〕

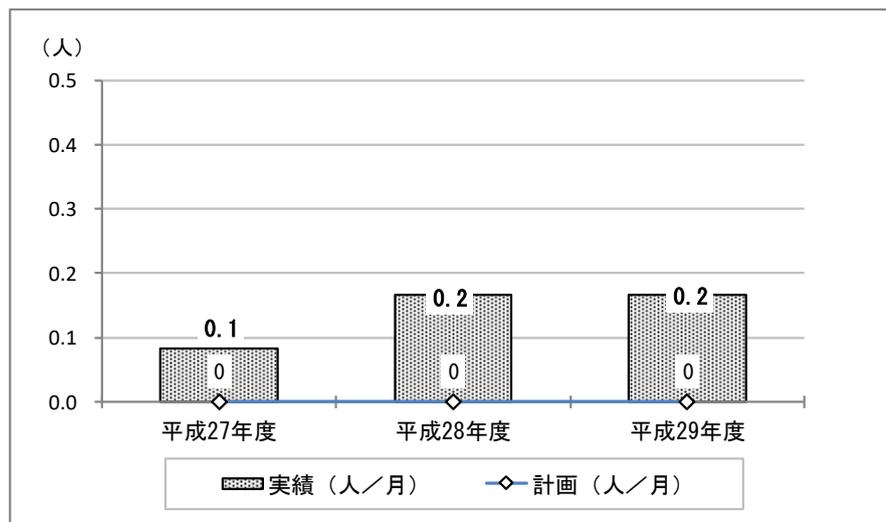
今後も利用者ニーズに合わせた多様なサービスの展開が求められる。

(6) 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）とは…

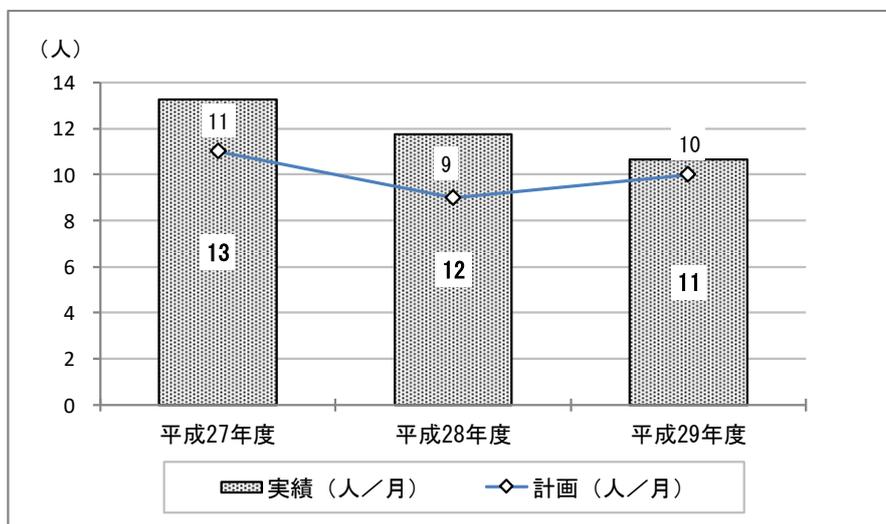
介護者が病気や冠婚葬祭などで一時的に介護できない場合、寝たきり高齢者等が短期間、特別養護老人ホーム等へ入所し、介護を受ける。

【介護予防短期入所生活介護利用実績】



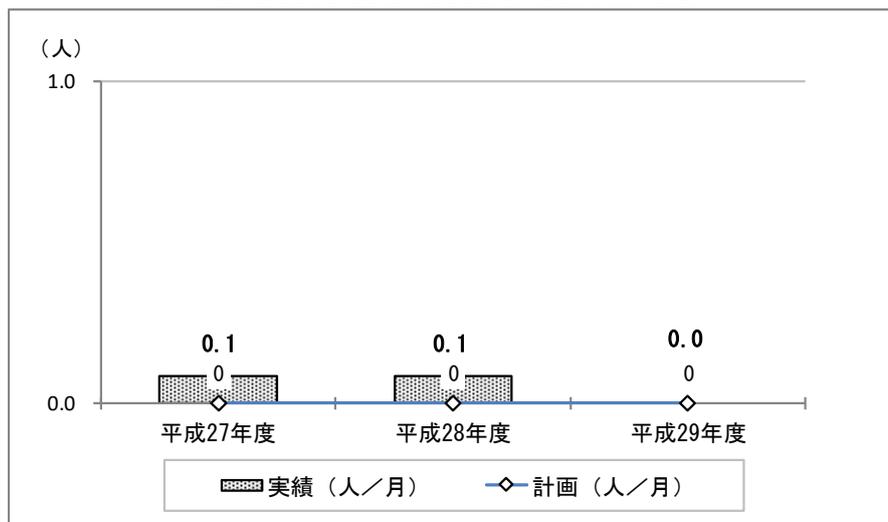
※平成29年度は利用見込み。

【短期入所生活介護利用実績】



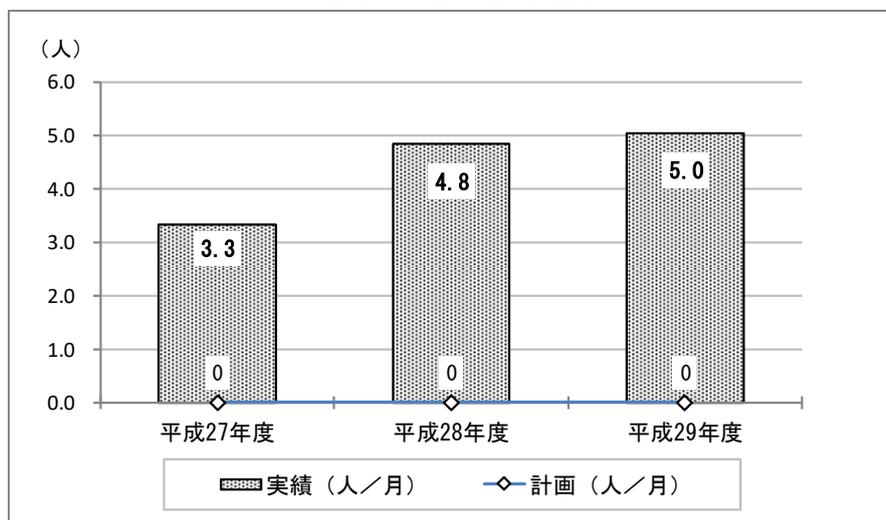
※平成29年度は利用見込み。

【介護予防短期入所療養介護利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

【短期入所療養介護利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

短期入所生活介護・短期入所療養介護の実績は、計画を上回っており、利用人数は横ばいの傾向にある。

〔現状と課題〕

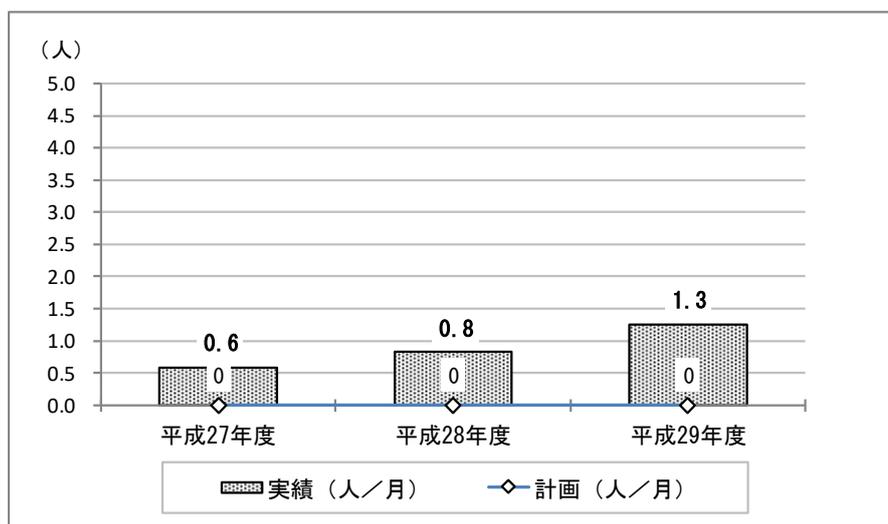
短期入所生活介護は特別養護老人ホーム「つくし荘」で10床、短期入所療養介護は老人保健施設「ながだい荘」で10床のショートステイ専用ベッドを確保して対応している。さらに、平成29年度には短期入所生活介護「ひばり野」（10床）が開設された。

(7) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導とは…

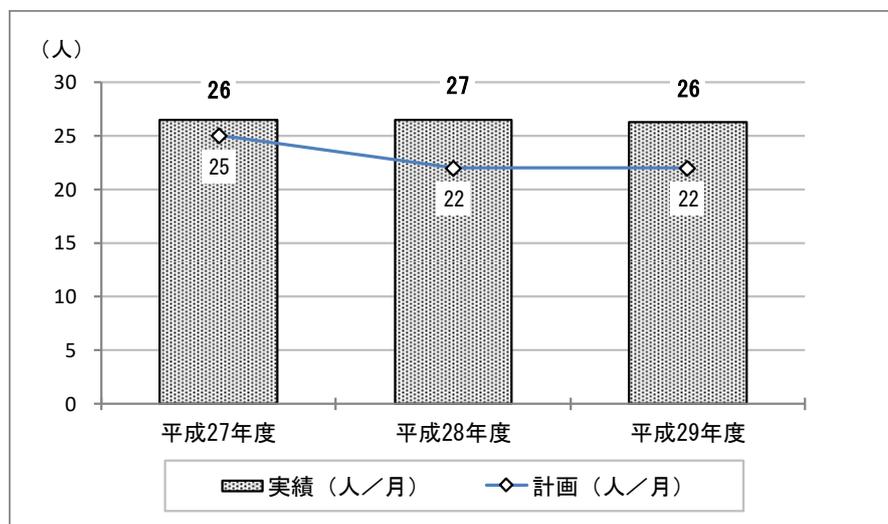
医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

【介護予防居宅療養管理指導利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

【居宅療養管理指導利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

居宅療養管理指導の実績は、計画を上回っており、利用人数は横ばい傾向にある。

〔現状と課題〕

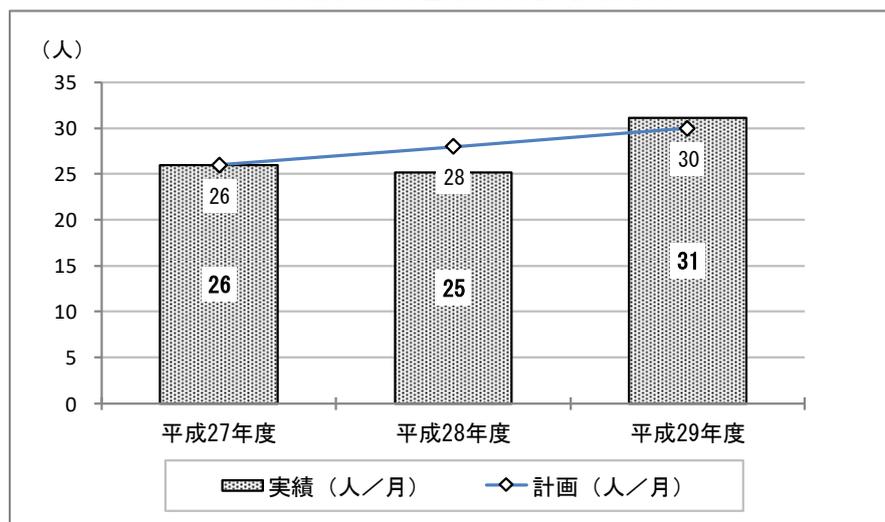
在宅でサービスを受けている要介護者に対し、つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院がサービスを提供している。在宅介護にかかわる医師、薬剤師の確保が今後の課題である。

(8) 福祉用具貸与

福祉用具貸与とは…

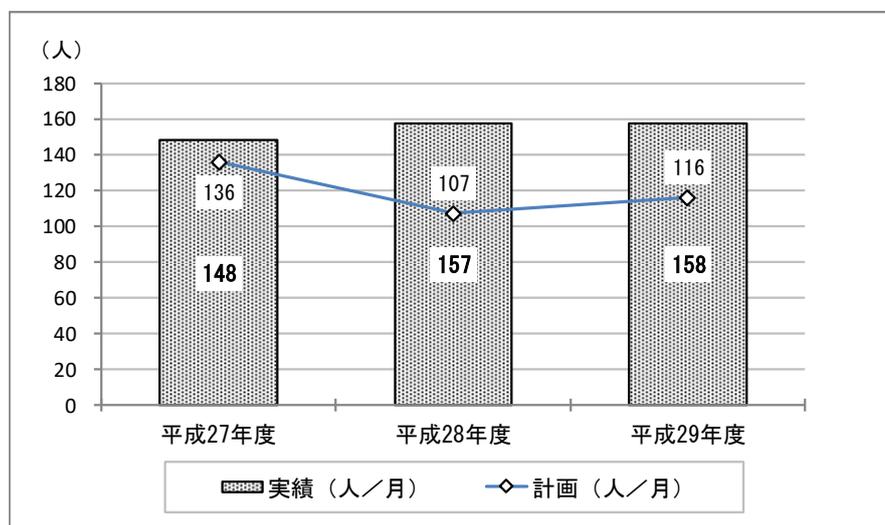
車いす、車いす付属品、特殊寝台（介護用ベッド）、特殊寝台付属品、褥瘡予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）を借りることができる。

【介護予防福祉用具貸与利用実績】



※平成 29 年度は利用見込み。

【介護予防福祉用具貸与利用実績】



※平成 29 年度は利用見込み。

福祉用具貸与の実績は、計画を上回っており、利用人数は横ばい傾向にある。

〔現状と課題〕

利用者のニーズに合わせて、多くの福祉用具が提供されており、その利用は伸びている。今後は福祉住環境コーディネーターの養成、確保が求められる。

(9) 認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護

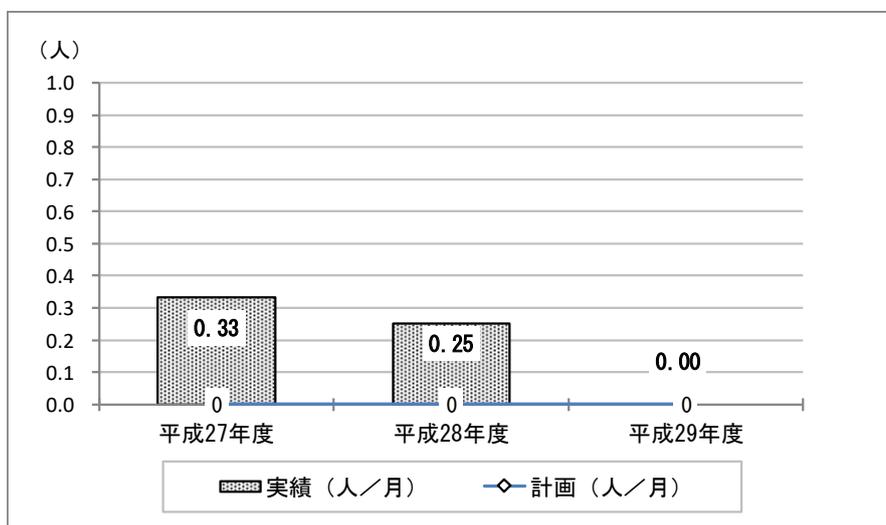
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）とは…

認知症対応型共同生活介護は、認知症のため介護を必要とする高齢者が、5～9人で共同生活を送るグループホームにおいて、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などが受けられる。

特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）とは…

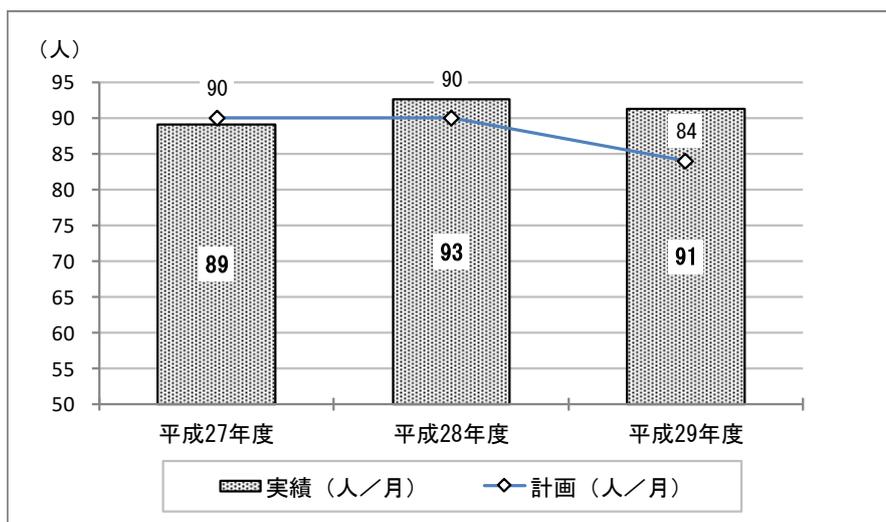
特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームの入所者が、その施設において、入浴・

【介護予防認知症対応型共同生活介護利用実績】



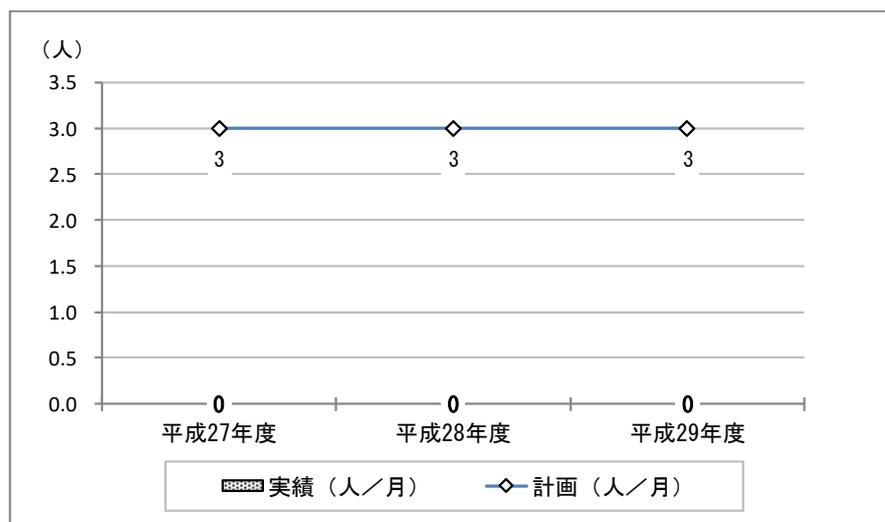
※平成29年度は利用見込み。

【認知症対応型共同生活介護利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

【特定施設入居者生活介護利用実績】



※平成 29 年度は利用見込み。

認知症対応型共同生活介護の実績は、ほぼ計画どおりで、利用人数は横ばい傾向にある。  
 特定施設入所者生活介護は計画を下回り、入居する利用者がいなかった。

〔現状と課題〕

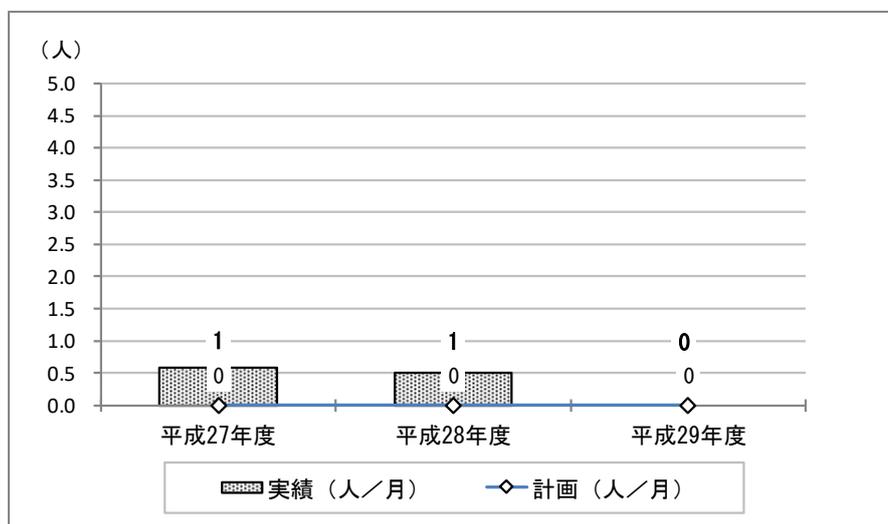
グループホームは5施設が整備され、サービスを提供している。

(10) 福祉用具購入

福祉用具購入とは…

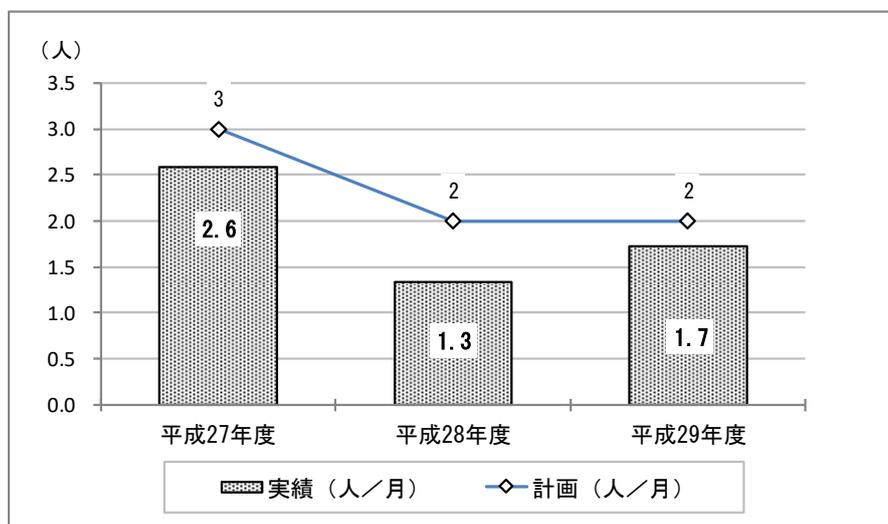
入浴や排せつのための福祉用具等の購入費の支給を行う。

【特定介護予防福祉用具購入利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

【特定福祉用具購入利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

福祉用具購入の実績は、ほぼ計画どおりで、利用人数は横ばい傾向にある。

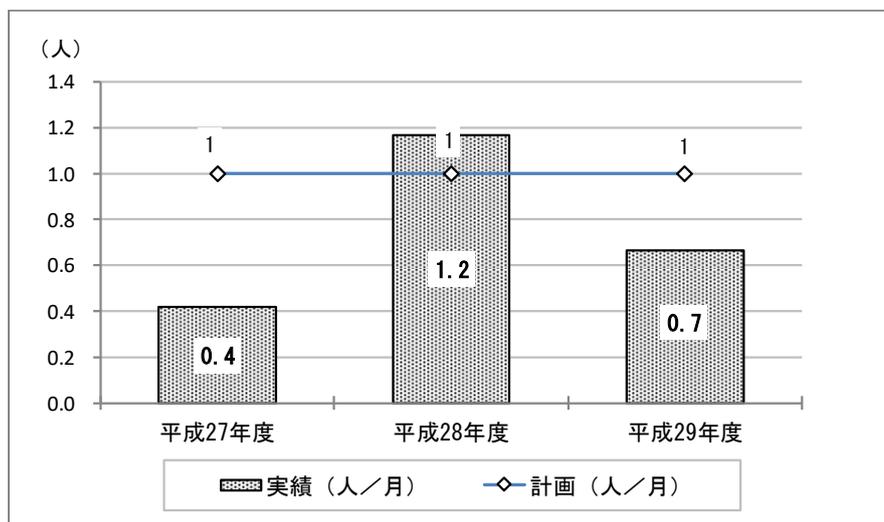
〔現状と課題〕

今後は福祉住環境コーディネーターの養成、確保が求められる。

(11) 住宅改修

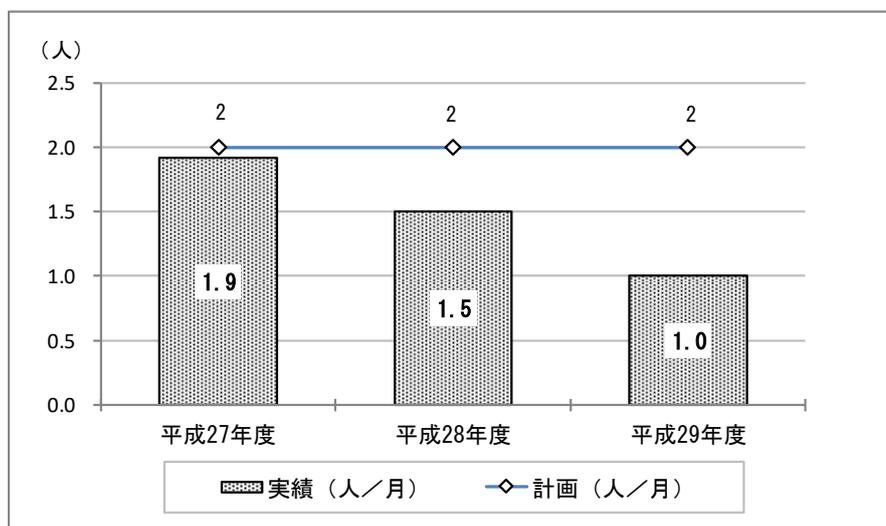
住宅改修とは…  
手すりの取付け、段差の解消、滑り防止等の住宅改修費用の支給を行う。

【介護予防住宅改修利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

【住宅改修利用実績】



※平成29年度は利用見込み。

住宅改修の実績は、ほぼ計画どおりで、利用人数は横ばい傾向にある。

〔現状と課題〕

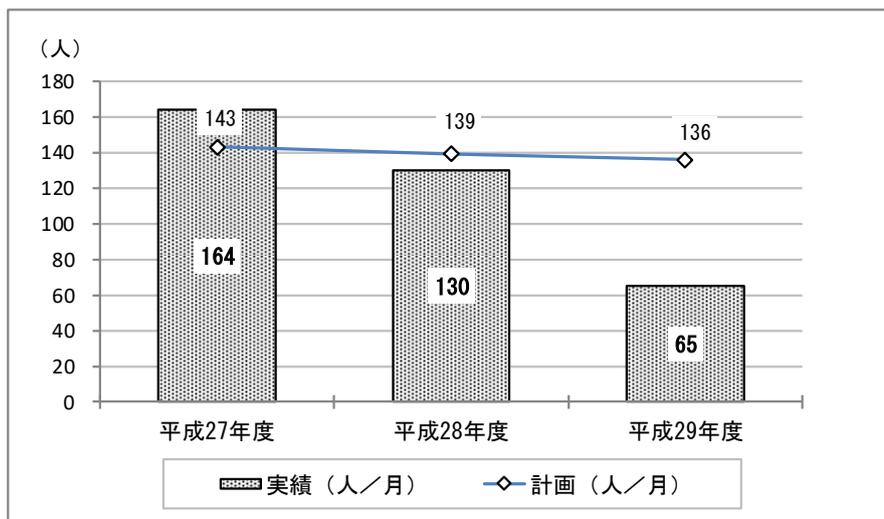
今後は福祉住環境コーディネーターの養成、確保が求められる。

(12) 介護予防支援・居宅介護支援

介護予防支援・居宅介護支援とは…

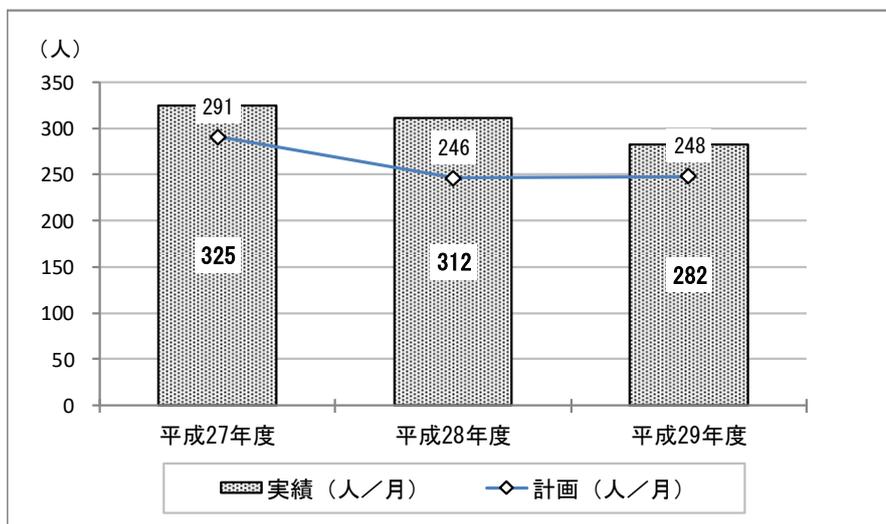
介護を必要とする人が自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）等がケアプラン（居宅サービス計画等）を作成し、サービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。

【介護予防支援】



※平成29年度は利用見込み。

【居宅介護支援】



※平成29年度は利用見込み。

介護予防支援の実績は、平成28年度以降計画を下回り、利用人数は減少傾向にある。  
居宅介護支援の実績は、計画を上回っているが、利用人数は減少傾向にある。

(13) 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）とは…

要介護高齢者のための生活施設。身体上や精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする。

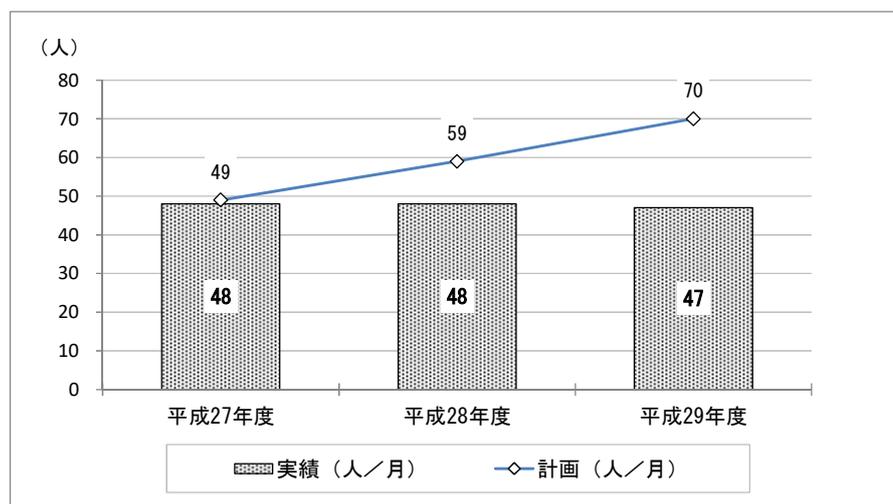
介護老人保健施設とは…

要介護高齢者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設。看護、医学的管理の下における介護と機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とする。

介護療養型医療施設とは…

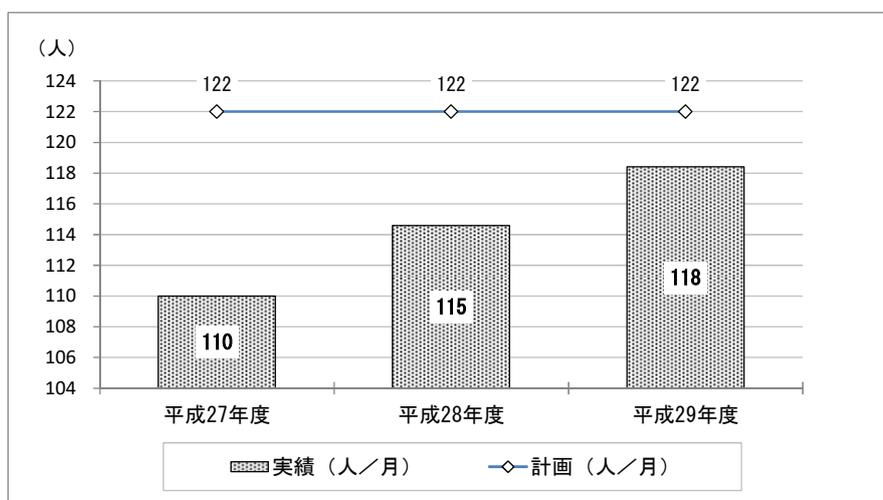
医療の必要な要介護高齢者の長期療養施設。療養病床等を有する病院や診療所で、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話と機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする

【介護老人福祉施設利用実績】



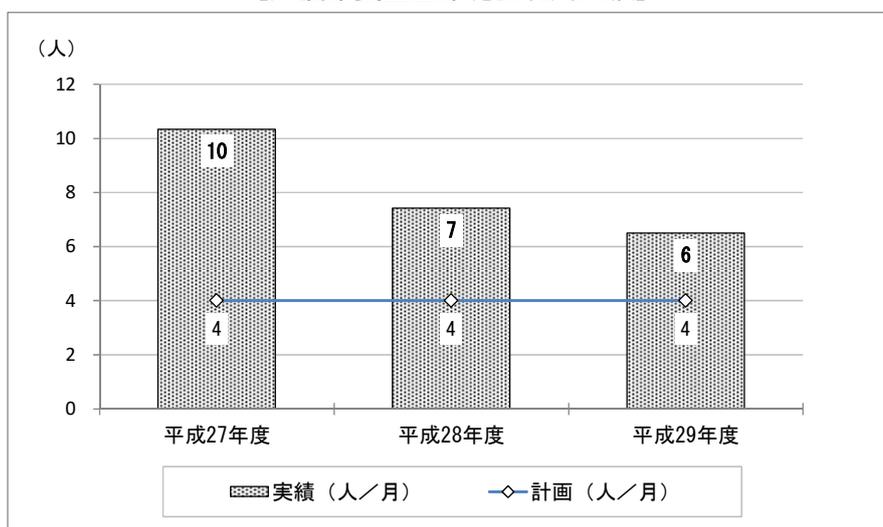
※平成 29 年度は利用見込み。

【介護老人保健施設利用実績】



※平成 29 年度は利用見込み。

【介護療養型医療施設利用実績】



※平成 29 年度は利用見込み。

介護老人福祉施設の実績は、計画を下回り、利用人数は横ばいで推移している。  
 介護老人保健施設の実績は、計画を下回っているものの、利用人数は増加傾向にある。  
 介護療養型医療施設の実績は、計画を上回っていますが、減少傾向がみられる。

〔現状と課題〕

当町では、特別養護老人ホーム「つくし荘」と介護老人保健施設「ながだい荘」が整備され、サービスを提供している。また、深浦町の介護老人保健施設「しらかみのさと」の利用者も近年、増加傾向にある。

## 老人保健サービス等

## (1) 健康教育

## 〔事業の現状〕

生活習慣病の予防と健康増進のため、地区健康相談や老人クラブなどに対して健康教育を実施している。

また、健康診査の事後指導として、要指導者を対象に生活習慣病予防の教育を行っている。

サービスの種類	回数等	27年度実績	28年度実績	29年度 実績見込
集団健康教育	回数	237回	385回	185回
	延べ人数	8,264人	8,535人	7,161人
歯周疾患等健康教育	回数	2回	17回	2回
	延べ人数	14人	533人	44人
骨粗鬆症健康教育	回数	4回	20回	3回
	延べ人数	457人	245人	67人
病態別健康教育	回数	98回	94回	74回
	延べ人数	1,695人	2,252人	3,249人
薬健康教育	回数	0回	0回	0回
	延べ人数	0人	0人	0人
一般健康教育	回数	133回	254回	106回
	延べ人数	6,098人	5,505人	3,801人

## 〔今後の課題〕

- 健康診査の事後指導の充実。
- 生活習慣病予防の健康教育の充実。
- 健康づくりのための運動指導、食生活等の指導を充実強化。

## (2) 健康相談

### 〔事業の現状〕

心身の健康について個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行っている。また、家庭での健康づくりに役立てるために、地区に出向いた健康相談も行っている。栄養教室や健康教育等の事業に合わせて行うなど、あらゆる機会を捉えて健康相談を行っている。さらに、健康チェック（体組成測定・骨密度測定・血圧測定）を行い保健師・栄養士の健康相談も定期的を実施している。また、窓口では随時保健師が個別の相談に対応している。

サービスの種類	回数等	27年度実績	28年度実績	29年度実績見込
病態別健康相談	回数	2回	22回	17回
	延べ人数	32人	475人	464人
総合健康相談	回数	87回	62回	58回
	延べ人数	702人	458人	479人

### 〔今後の課題〕

- ・生活習慣病予防を中心に健康相談を充実。（特に糖尿病性腎症予防を強化）
- ・関係機関と連携し、様々な機会を利用し健康相談を実施。

## (3) 健康診査

## 〔事業の現状〕

生活習慣病の早期発見・重症化予防、がんの早期発見・早期治療を目的に実施。医療保険者が実施主体となる特定健診に加え後期高齢者健診、16歳～39歳を対象とした健康診査を実施している。また、健康診査の結果、生活習慣の改善が望ましい人に保健指導を実施している。

表5-15 健康診査実施状況

		回数等	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績見込
特定健康診査	対象者数		2,973人	2,798人	2,717人
	受診者数		918人	859人	850人
	受診率		30.9%	30.7%	31.3%
	判定	異常なし	1.0%	1.0%	2.1%
		要指導	22.0%	19.7%	20.2%
		要医療	18.7%	19.2%	15.4%
		要治療	58.3%	60.1%	62.3%
特定保健指 導	対象者数		79人	71人	83人
	終了者数		53人	45人	50人
	終了率		67.1%	63.4%	60.2%
健康診査	受診者数		160人	182人	153人
	判定	異常なし	12.5%	7.2%	12.4%
		要指導	57.5%	53.8%	52.9%
		要医療	17.5%	26.4%	22.9%
		要治療	12.5%	12.6%	11.8%
後期高 齢者健診	受診者数		312人	314人	351人
	判定	異常なし	0%	0%	0.3%
		要指導	5.7%	7.0%	7.7%
		要医療	16.7%	13.0%	10.2%
		要治療	77.6%	80.0%	81.8%

	回数等	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績見込	
胃がん検診	受診者数	1,253人	1,256人	1,256人	
	精検率	9.7%	11.3%	11.5%	
	判定	異常なし	1,131人	1,114人	1,111人
		要精検	122人	142人	145人
	精検受診率	90.2%	90.1%	90.0%	
大腸がん検診	受診者数	1,587人	1,592人	1,595人	
	精検率	5.5%	5.5%	8.8%	
	判定	異常なし	1,500人	1,505人	1,455人
		要精検	71人	87人	140人
	精検受診率	81.6%	89.7%	90.0%	
肺がん結核検診	受診者数	1,517人	1,526人	1,484人	
	精検率	2.6%	1.6%	1.9%	
	判定	異常なし	1,477人	1,501人	1,456人
		要精検	40人	25人	28人
	精検受診率	92.5%	96.0%	95.0%	
子宮頸がん検診	受診者数	314人	398人	260人	
	精検率	0.6%	1.7%	1.5%	
	判定	異常なし	312人	391人	256人
		要精検	2人	7人	4人
	精検受診率	50.0%	100.0%	100.0%	
乳がん検診	受診者数	379人	502人	290人	
	精検率	5.5%	5.9%	4.8%	
	判定	異常なし	358人	472人	276人
		要精検	21人	30人	14人
	精検受診率	95.2%	93.3%	95.0%	

## 〔今後の課題〕

- ・受診率の向上に向け、未受診者への受診勧奨の充実・強化。
- ・精検受診率 100%に向け受診勧奨の強化と結果の正確な把握。
- ・生活習慣病予防のための事後指導の充実。

## (4) 訪問指導

## 〔事業の現状〕

保健師による訪問指導は、健診要指導者等の家庭を訪問し、本人とその家族に対して必要な保健指導を行い、健康の維持増進を図るものである。

	27年度実績	28年度実績	29年度実績見込
健診要指導者	10人	17人	39人
年間訪問回数	10回	17回	44回
独居老人等	0人	0人	0人
年間訪問回数	0回	0回	0回
介護家族	1人	0人	0人
年間訪問回数	3回	0回	0回
寝たきり者	2人	0人	0人
年間訪問回数	4回	0回	0回
認知症の者	0人	0人	0人
年間訪問回数	0回	0回	0回
その他	58人	65人	148人
年間訪問回数	86回	98回	195回
合計	71人	81人	187人
年間訪問回数	103回	116回	239回

## 〔今後の課題〕

- 健診要指導者への保健指導の充実。(特に糖尿病性腎症予防を強化)
- 医師、栄養士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、ヘルパー等の関係職員との連携の強化
- 要介護状態にならないための「予防」に重点を置いた事業の展開

## 第4節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

### (1) 調査の概要

#### ① 調査目的

第7期計画の策定にあたり、高齢者等の健康状態や日常生活等の状況や高齢者福祉及び介護サービス等に対する意向等を把握し、施策の改善及び展開、充実を図ることを目的として実施しました。

#### ② 調査対象

平成29年6月1日現在、鯉ヶ沢町に居住する65歳以上で要介護認定を受けていない方、要支援1・2の方から1,200人を無作為抽出。

#### ③ 調査方法

郵送配布、郵送回収

#### ④ 調査期間

平成29年8月

#### ⑤ 回収結果

配布数：1,200（人）

有効回答数：691（人）

有効回収率：57.6（％）

#### ⑥ 調査結果を見る際の注意点

\*調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。

\*図表中の「n」とは、「number of cases」の略で、その設問の回答者数を表しています。

\*複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

\*グラフは、見やすさを確保するため、5.0未満の数値は掲載を割愛している場合があります。

## (2) 調査結果

## ① 回答者の属性

○性別…男性：271人（39.2%）、女性：420人（60.8%）

○高齢者区分…前期高齢者（65～74歳）：347人（50.2%）、  
後期高齢者（75歳以上）：342人（49.5%）

○要介護状態別…一般：627人（90.7%）、要支援1・2：64人（9.3%）

○家族構成…「1人暮らし」は18.2%で、3年前の前回調査より約10ポイント増加しています。約8割が家族と同居している点は変わりませんが、配偶者との2人暮らしは約3割と、前回調査時よりも約30ポイント程度減少しています。

○介護・介助が必要か…「必要ない」が77.6%で最も多いが、「必要だが現在は受けていない」方も9.1%存在しています。

○現在の暮らしの状況を経済的に見てどう感じているか…経済的に「大変苦しい」、「やや苦しい」と回答した方は37.1%で、経済的に余裕がないと感じている高齢者は前回平成26年の調査よりも30ポイント程度減少しています。

◎健康状態や病気のことを相談する身近な「かかりつけ医」がいるかについては、全体では「かかりつけ医はいないが、よく行く医療機関はある」が43.1%で最も高く、次いで「かかりつけ医がいる」が42.1%、「かかりつけ医や決まって行く医療機関はない」が7.2%となっています。

◎かかりつけ医が必要かどうかについては、全体では「ぜひ必要」が55.7%で最も高く、次いで「やや必要」が31.3%、「あまり必要ではない」が6.9%、「必要ない」が2.5%となっています。

◎「訪問診療」について知っているかについては、全体では「少し知っている」が41.4%で最も高く、次いで「知らない」が33.3%、「よく知っている」が20.7%となっています。

◎「訪問看護」について知っているかについては、全体では「少し知っている」が38.6%で最も高く、次いで「知らない」が32.3%、「よく知っている」が19.4%となっています。

◎介護が必要になったときに希望する介護については、全体では「在宅医療や介護サービスを利用しながら、可能な限り在宅（自宅や子供宅）で生活したい」が49.9%で最も高く、次いで「介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）に入所したい」が20.5%、「在宅医療や介護サービスは利用せず、可能な限り在宅（自宅や子供宅）で生活したい」が13.2%となっています。

◎人生の最期をどのように迎えたいかについては、全体では「看取りのケア（在宅医療や介護サービス等）を利用しながら、在宅（自宅や子供宅）で最期を迎えたい」が42.1%で最も高く、次いで「病院に入院して最期を迎えたい」が24.6%、「介護保険施設や民間の有料老人ホームに入所して最期を迎えたい」が14.6%となっています。

◎在宅での介護や在宅での看取りができるような体制づくりについては、全体では「とても必要だと思う」が49.8%で最も高く、次いで「やや必要だと思う」が38.6%、「あまり必要だと思わない」が5.5%、「全く必要だと思わない」が2.5%となっています。

## ② 高齢者の生活機能評価

本調査には高齢者の生活機能等の状況や介護予防・生活支援サービス事業対象者を選択するための指標（チェックリスト）が設けられています。調査項目への回答結果を基に、以下のA、B2つの生活機能等の評価を行っています。

### 〈A. 生活機能評価項目判定基準による評価結果〉

#### ○運動機能

- 運動機能低下に該当する方は18.8%で、前回調査よりも6.6ポイント上回っています。
- 該当者の割合は、女性の方が男性よりも高く、概ね年齢が上がるとともに高まり、85～89歳が40.0%で最も高くなっています。
- 項目別に見ると、「階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか」では、「できない」方が22.1%とやや高い状況です。
- 「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか」と「15分くらい続けて歩いているか」については、「できない」という方がそれぞれ13.9%、10.4%となっています。

#### ○転倒リスク

- 転倒リスクありに該当する方は34.9%で、前回調査よりも17.3ポイント上回っています。
- 過去1年に転倒の経験がある（「何度もある」と「1度ある」）方は34.9%で、前回調査より17.5ポイント上回っています。転倒に不安がある方も5割を超えています。

#### ○閉じこもり

- 閉じこもり傾向に該当する方は27.8%で、前回調査よりも20.9ポイント上回っています。
- 項目別に見ると、「昨年に比べて外出の回数が減っている」との回答は30.4%で、前回調査よりも10.6ポイント増加しています。

- 外出を控えている方は26.8%で、前回調査より14.4ポイント増加しています。外出を控えている方の理由としては、「足腰などの痛み」（19.5%）、「病気」（6.8%）、「トイレの心配」（5.3%）が上位にあがっており、「経済的に出られない」の順位は下がっています。
- 一方で、外出頻度が週2回以上の方は70.6%と、前回調査より10.4ポイント増加しています。外出する際の移動手段については、「徒歩」が35.7%で最も多く、「自分で自動車を運転して外出する」も21.4%で続いているものの、割合は前回調査より40ポイント近く減少しています。今回、調査対象者の年齢層が75歳以上にも拡大したことが影響していると思われます。

#### ○低栄養

- 低栄養状態に該当する方は0.9%と非常に少なく、前回調査の1.0%とほぼ変わっていません。体重減少やBMI18.5未満に該当する方が少ない状況となっています。

#### ○口腔機能

- 口腔機能低下に該当する方は18.8%で、前回調査よりも5.9ポイント上回っています。
- 項目別に見ると、「半年前に比べて固い物が食べにくくなった」方が33.0%と多く、前回よりも8.1ポイント増加しています。「お茶や汁物等でむせることがある」方、「口の渇きが気になる」方も約2割程度みられます。

#### ○認知機能

- 認知機能低下に該当する方は50.2%で、前回調査より16.2ポイント増加しています。「物忘れが多いと感じる」方が増加したことが寄与していますが、「今日が何月何日か分からない時がある」と答えた方も26.5%で、前回より5ポイント増と、見当識障害の低下もみられておます。

#### ○うつ傾向

- うつ傾向に該当する方は35.3%となっています。「この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあった」方が33.1%、「この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、心から楽しめない感じがよくあった」方が22.9%と、比較的多くなっています。

### 〈B. 老研式活動能力指標による評価結果〉

#### ○手段的自立評価

- 「手段的自立（IADL）評価」での「低い」の該当者の割合は、7.5%となっています。外出、買い物、食事の用意、請求書の支払い、預貯金の出し入れの各項目において、「できるし、している」方がいずれも70%~80%近くと比較的多いほか、「できるけど、していない」方も15%~20%程度となっています。

#### ○知的能動性評価

- 「知的能動性評価」での「低い」の該当者の割合は、21.1%となっています。「年金等の書類が書けるか」、「新聞を読んでいるか」、「健康についての記事や番組に関心があるか」の各項目に対して「はい」と回答した方は、いずれも概ね80%以上となっています。一方で、「本や雑誌を読んでいる」方は66.6%にとどまっています。

○社会的役割評価

- 「社会的役割評価」での「低い」の該当者の割合は、23.0%となっています。「家族や友人の相談にのっているか」、「病人を見舞うことができるか」、「若い人に自分から話しかけることができるか」の各項目において、「はい」との回答が70%代後半～80%代後半となっています。一方、「友人を訪ねているか」では、「はい」は63.1%にとどまっています。

○活動能力指数評価

- 「活動能力指数評価」は、上記の手段的自立、知的能動性、社会的役割に関する各項目の合計13項目の総合的な評価結果となっており、「低い」の該当者の割合は、10.9%となっています。年齢階級別にみると、年齢が上がるとともに「低い」の割合が高くなっており、90歳以上が33.3%と最も高くなっています。

## 第3章 制度改正の動向

### 第1節 地域包括ケアシステムの強化に向けた法改正

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えて、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。以下「改正法」とします。）が成立しました。主な改正内容は次のとおりです。

#### ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進【介護保険法の改正】

- 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載
- 介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に応じたリハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）を制度上明確化

#### ②地域共生社会の実現に向けた取組の推進等【社会福祉法等の改正】

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記
- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
  - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
  - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の制度に新たに共生型サービスを位置づける
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）

## 第2節 認知症施策の総合的な推進

認知症施策については、平成27年1月に関係12省庁が共同で策定した認知症施策推進総合戦略（「新オレンジプラン」）に沿って、取組を進めていきます。

### 「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」（平成29年7月改訂）の概要

基本的な考え方	
<p>認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に応えていくことを旨としつつ、以下の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していく。</p>	
事項	具体的な施策
認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施</li> <li>● 認知症サポーターの養成と活動の支援</li> <li>● 学校教育等における認知症の人を含む高齢者への理解の推進</li> </ul>
認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人主体の医療・介護等の徹底</li> <li>● 発症予防の推進</li> <li>● 早期診断・早期対応のための体制整備</li> <li>● 行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等への適切な対応</li> <li>● 認知症の人の生活を支える介護の提供</li> <li>● 人生の最終段階を支える医療・介護等の連携</li> <li>● 医療・介護等の有機的な連携の推進</li> </ul>
若年性認知症施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年性認知症の人やその家族に支援のハンドブックを配布</li> <li>● 都道府県の相談窓口支援関係者のネットワークの調整役を配置</li> <li>● 若年性認知症の人の居場所づくり、就労・社会参加等を支援</li> </ul>
認知症の人の介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人の介護者の負担軽減（認知症カフェの設置推進等）</li> <li>● 介護者たる家族等への支援（認知症介護教室等の普及等）</li> <li>● 介護者の負担軽減や仕事と介護の両立（取組を推進する企業の表彰制度の実施等）</li> </ul>
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活の支援（ソフト面）</li> <li>● 生活しやすい環境（ハード面）の整備</li> <li>● 就労・社会参加支援</li> <li>● 安全確保</li> </ul>
認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ロボット技術やICT技術を活用した機器等の開発支援・普及促進 等</li> <li>● 認知症予防について、多くの情報をビッグデータとして集約・活用し、住民や企業が一体となって地域全体として取組を推進できるようなスキームの開発</li> </ul>
認知症の人やその家族の視点の重視	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンの実施【再掲】</li> <li>● 初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援</li> <li>● 認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画</li> </ul>

## 第4章 第7期計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

本町では、町の最上位計画である長期総合計画において、まちづくりの基本目標を「人が紡ぎ 結び 集う ふるさとあじがさわ」とし、「いきいきと暮らせる安全・安心のまちづくり」を福祉施策の大綱として掲げています。

また、基本施策として

- ・生命や財産を守るまちを目指します
- ・安全・安心な暮らしが確保されたまちを目指します
- ・健康で元気に暮らせるまちを目指します
- ・相互に支え合う福祉のまちを目指します

を掲げ、健康づくり・地域福祉社会の形成・高齢者福祉対策・地域医療の確保など、町民福祉の充実を図っています。

「団塊の世代」が、平成37年には75歳以上の後期高齢者となるなど、高齢化が進む中で、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の社会参加の促進や健康づくり等の施策を推進することが重要な課題となっています。また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい生活を可能な限り人生の最期まで送ることができる地域づくりを推進していく必要性があります。高齢者が地域社会の中で、自立した生活ができるよう支えていくためには、行政が提供する介護保険などの公的なサービスの充実とともに、地域での支え合いや助け合い活動を推進していく必要があります。全ての町民が誇りと生きがいを持ち、いつまでも鱒ヶ沢町で暮らしていきたいと思う「まちづくり」を行うことが行政としての責務と捉え、取組を進めていく必要があります。

以上を踏まえて、第7期計画の基本的な考え方を次のとおり設定します。

#### 【 基 本 理 念 】

魅力ある自然のなかで、高齢者が健康で生きがいを持って

いつまでも自立し自発的に社会参加ができる助け合いのまち

## 第2節 基本目標と施策目標

基本理念をより具体化した基本目標と施策目標を次のとおり掲げて施策・事業を進めます。

### 【基本目標1】地域で支え合える体制づくり（地域包括ケアシステムの推進）

平成37年には、鱒ヶ沢町の高齢化率は47.3%まで上昇することが予測されています。地域包括ケアシステムを深化・推進するため、保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、行政・町民・事業者・関係機関・自治会等が協働して、町の地域特性を生かした地域ぐるみでの支え合う体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らすことができる町の実現を目指します。

#### ＜施策目標1＞元気に自立して生活できる町

- （1）健康寿命を延伸する健康づくりの推進
- （2）健康の保持増進・疾病の早期発見

#### ＜施策目標2＞生きがいを持って生活できる町

- （1）生きがいづくり支援体制の充実
- （2）外出機会や活動機会を増やす取組の推進

#### ＜施策目標3＞介護予防と社会参加に積極的に取り組める町

- （1）介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- （2）社会参加と介護予防の推進

#### ＜施策目標4＞必要な時に利用できる医療・介護・福祉サービスが充実した町

- （1）地域包括支援センターの機能強化
- （2）地域包括支援体制の充実

#### ＜施策目標5＞安心して在宅生活が続けられる町

- （1）緊急時の不安を軽減する対策の推進
- （2）見守られている安心感が持てる取組の推進

### 【基本目標2】高齢者を支える介護体制づくり（介護サービスと介護保険料）

支援や介護が必要になっても、状態に応じて適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるように、介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を目指します。

#### ＜施策目標＞介護保険サービスの適正な運営

- （1）介護給付費適正化への取り組み及び目標
- （2）介護予防サービスの推進
- （3）介護サービスの推進
- （4）地域密着型サービスの推進
- （5）介護保険サービスの事業規模及び介護保険料の設定

## 第2部 各論（今後の取り組み）

---

第1章 地域で支え合える体制づくり  
（地域包括ケアシステムの推進）

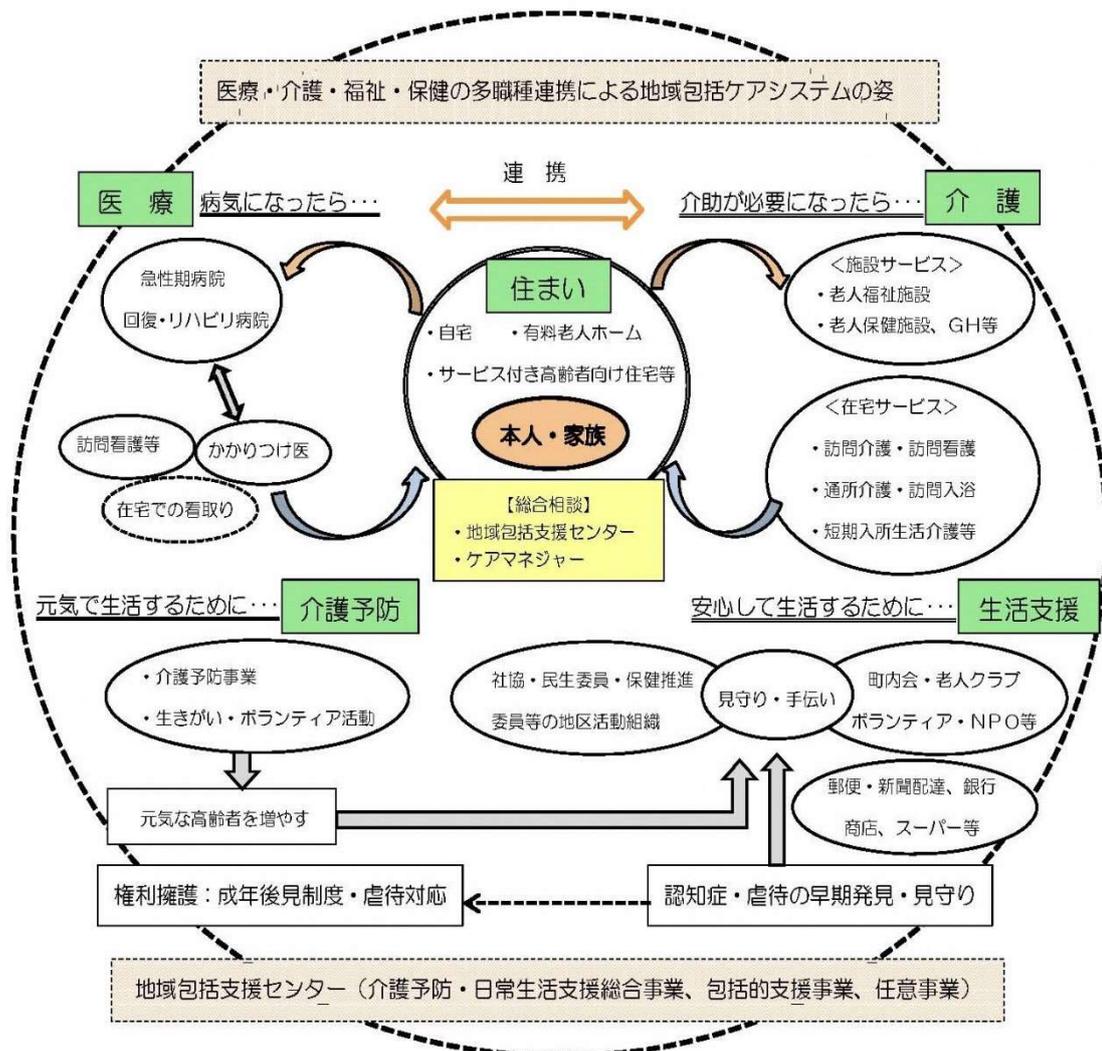
第2章 高齢者を支える介護体制づくり  
（介護保険事業サービスと介護保険料）

# 第1章 地域で支え合える体制づくり (地域包括ケアシステムの推進)

急速に高齢化が進む中、高齢者がいつまでも元気に自立した生活ができるよう介護予防に取り組み、ボランティア活動や見守り活動などに積極的に参加し、高齢者自身も支え手となる地域支え合いの体制づくりが必要です。

また、一人暮らしや重度の要介護（認知症・身体介護等）状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい生活を可能な限り人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することを目指していきます。

図 1-1 鯉ヶ沢町地域包括ケアシステム構築図



## 第1節 元気に自立して生活できる町

### (1) 健康寿命を延伸する健康づくりの推進

#### ①健康づくり事業

健康寿命の延伸を目指し、各種健(検)診や健康づくりに関するイベント等について、町民へ周知しています。平成26年7月1日に「健康宣言」を行い、自分の健康は自分で守ることを基本として、地域・学校・行政が一体となり健康づくりに取り組むという町の強い姿勢を示しています。

＊スローガン 「元気・寿命・幸せアップ あじがさわ」＊

#### 【取組の方向性】

各種健(検)診や健康に関するイベント等の様々な取組をPRしていくとともに、高齢者に関するデータ等を示し、平成37年に向かって一人ひとりが健康の重要性を認識し、健康づくりに取り組むことの必要性を伝えていきます。

#### ②元気健康フェスティバル

短命の町返上を目標に、保健・医療・福祉・介護の面から総合的に取り組む健康づくり事業として、平成26年度から開催しています。

#### 【取組の方向性】

元気健康フェスティバルで、介護予防事業の紹介やもの忘れチェックができるコーナーを設け、高齢者が健康づくりに関心を持ってもらえるように工夫していきます。

#### ③保健推進委員会・食生活改善推進委員会

地域住民に密着した健康的な食生活及び健康づくりに関する知識や情報を普及させるため町と地域住民との間のパイプ役となる保健推進委員や食生活改善推進委員との連携を図っています。

#### 【取組の方向性】

保健推進委員が地域に生活している高齢者に対して普段からの見守りや検診・各種イベントへの勧誘など、健康づくりにつながる活動を推進していきます。また、食生活改善推進委員とともに、減塩・野菜摂取の活動を推進していきます。

### (2) 健康の保持増進・疾病の早期発見

#### ①健康教育・健康相談

生活習慣病の予防と健康増進のため、地区の健康相談や老人クラブなどの組織に対して健康教育を実施しています。地区の健康相談では、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

また、平成28年度から「お手軽元気健康度チェック」(体組成・骨密度・血圧測定)を開催し、保健指導を強化しています。

## 【取組の方向性】

高齢者が自ら健康に対する意識を持ち、より高めるための努力や活動を行うことができるよう支援していきます。あらゆる機会を通して健康教育や健康相談の場を設けるとともに、健康相談の場を高齢者の集まりの場として、活用していきます。

## ②健康診査・特定健康診査・がん検診

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、生活習慣の改善を通じた生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査を実施しています。また、40～75歳未満の国民健康保険の被保険者を対象に、主に生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査を実施しています。また、検査項目（心電図・貧血・眼底検査・クレアチニン・HbA1c・尿酸・尿中塩分濃度）を追加し、保健指導を強化しています。

## 【取組の方向性】

今後も受診率の向上を図るとともに、要精検者の受診率も100%を目指した働きかけに取り組んでいきます。また、検診結果を効果的に生活習慣の改善につながる事後指導を検討していきます。さらに、平成30年度からは、糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導を強化していきます。

## ③訪問指導

保健指導が必要と考えられる方及びその家族等に対し、保健師等が訪問することにより、健康に関する問題を包括的に把握し、本人及び家族に対して適切な指導や支援を行い、心身機能の低下防止や健康の保持・増進を図っています。

## 【取組の方向性】

多種多様なニーズに対応し、健康の保持・増進を図ることができるよう、関係機関・関係職種との連携により、訪問指導の充実を図っていきます。

## ④予防接種：インフルエンザ・肺炎球菌感染症予防

高齢者のインフルエンザ発症や重症化を防ぐ予防接種や肺炎球菌感染症の発症や重症化を未然に防ぐ予防接種の費用を助成して接種機会の確保を図っています。

## 【取組の方向性】

高齢者が円滑に予防接種を受けられるよう、広報等でのPRを充実させるとともに、地区の公民館や医療機関に予診票を設置するなど、予防接種を受けやすい体制づくりに努めます。

## 第2節 生きがいを持って生活できる町

### (1) 生きがいづくり支援体制の充実

#### ① 生きがい活動に関する情報の周知

スポーツ（グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフなど）や運動（ノルディックウォーク・ウォーキングなど）、高齢者対象の学習会などを実施している様々な団体を支援しながら参加者を増やす働きかけを行っています。

##### 【取組の方向性】

高齢者が参加したいと思う活動を自ら選択し、積極的に参加できるよう、生きがい活動を一覧化して情報提供していきます。

#### ② 生きがい趣味の会

高齢者が趣味活動を通して、人との交流を楽しみ、生きがいを持って生活できるように、書道と手芸のコースを実施しており、経験豊富な住民が指導者となって実施しています。

##### 【取組の方向性】

住民主体の活動に移行できるよう運営や活動内容を検討していきます。また、新たな活動を検討し、選択肢を増やして生きがいづくりを支援していきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	23	25	27	30

#### ③ はまなす学級

高齢者を対象に、継続的な集団学習の機会と仲間づくりの場として、年間6～7回開催しています。運動や栄養などの健康づくりや音楽や講演などの生涯学習の内容で学習会を行っています。運営委員に男性の方に入ってもらうことで、男性の参加者が増えています。

##### 【取組の方向性】

住民の生活が多様化、複雑化する中で、高齢者の学習ニーズも多岐にわたっていますが、学習意欲を高め積極的に参加する高齢者を増やしていけるよう内容を充実させて実施していきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	113	115	117	120

## ④老人クラブの活性化

町の老人クラブのクラブ数は26クラブで、会員数は767名となっています。活動内容は、社会参加（奉仕）活動、教養講座、健康づくり・スポーツ振興事業などを行っています。

## 【取組の方向性】

老人クラブの育成指導を行うとともにリーダーの養成を行い、老人クラブ活動の活性化を図っていきます。会員の高齢化により活動が低下しないよう、高齢者の新規会員を増やす取組をしていきます。クラブ活動の魅力を高めるため、高齢者の生きがいや健康づくり、福祉活動への参加など多様な活動の展開を促進していきます。

## ⑤地区敬老行事の支援

長年にわたり社会貢献してきた高齢者を敬愛し、敬老意識の普及を図るため、地区ごとに開催される長寿を祝う行事の開催を支援します。

## 【取組の方向性】

各地区の特性を活かした長寿を祝う行事が開催できるよう支援するとともに、高齢者が楽しみや交流機会の一つとして積極的に参加できるよう引き続き支援していきます。

## ⑥100歳表彰

町内に在住する100歳到達の高齢者に対して、敬意を表して町より表彰しています。本人や家族と記念撮影し、広報等で様子を紹介しています。

## 【取組の方向性】

高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに他の高齢者の励みとなるよう今後も表彰や広報でのPRを進めていきます。

## (2) 外出機会や活動機会を増やす取組

## ①安心お出かけバス（鯉ヶ沢町社協に委託）

買い物等の外出に支援が必要とされる高齢者等に対して、平成29年4月からバス送迎サービスを行っています。8人乗りの小型ワゴン車で各地区に買い物送迎を行っています。登録制とし、利用状況の確認から見守りの機能も果たしています。

## 【取組の方向性】

コミュニティバス「あじバス」と安心お出かけバスを利用して、買い物等の外出機会を多くして楽しみや生きがいづくりの支援をしていきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	28	30	32	34

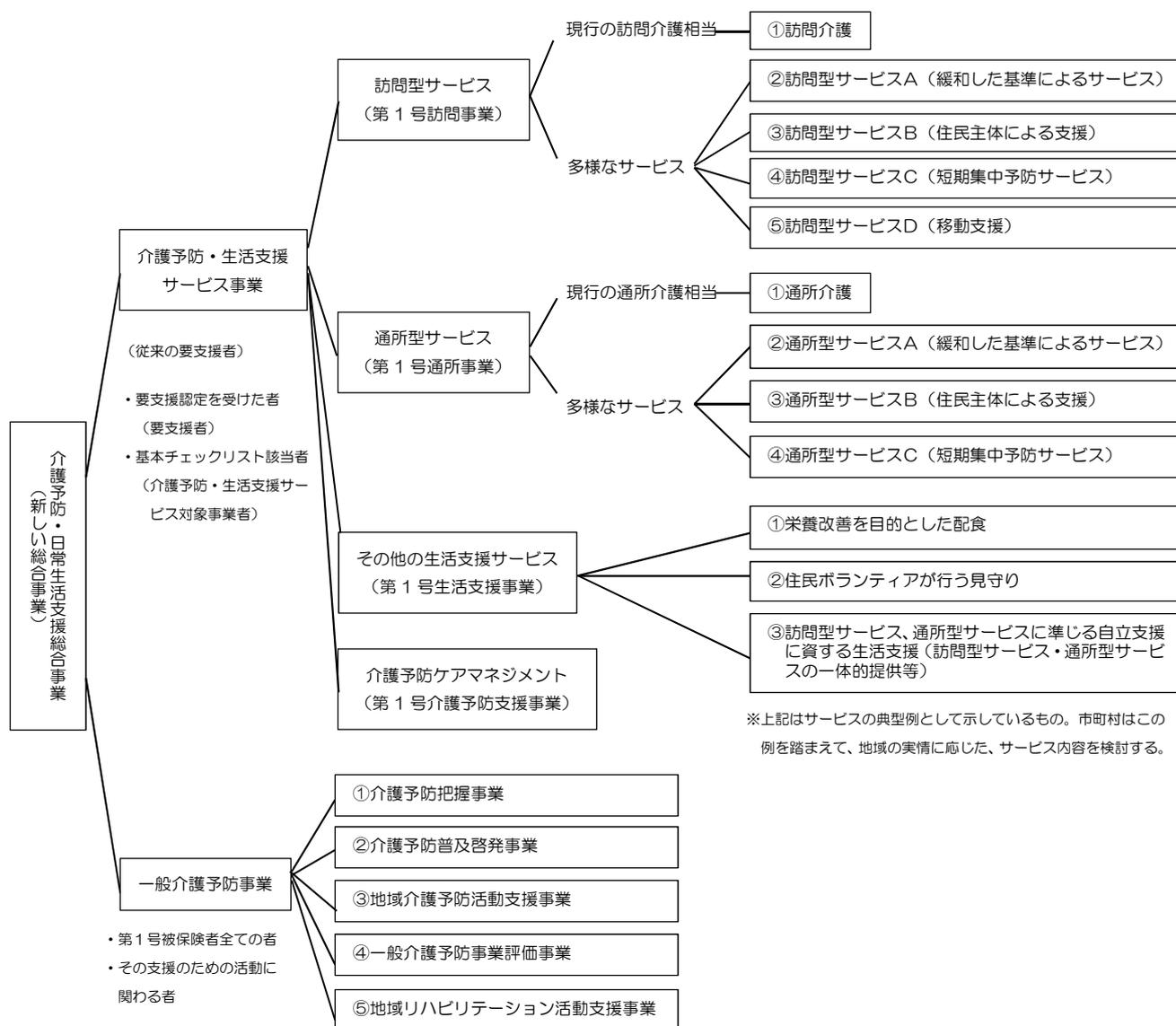
### 第3節 介護予防と社会参加に積極的に取り組める町

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

これまで介護予防給付で実施していた介護予防訪問介護（ヘルパー）と介護予防通所介護（デイサービス）が、市町村で実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）に移行となり、本町では平成28年3月に段階的に移行しました。

総合事業は、要支援者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた方が利用する介護予防・生活支援サービスと全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業から構成されています。

図 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



## ＜介護予防・生活支援サービス事業＞

## ①訪問型サービス

要支援認定者または事業対象者（以下「要支援認定者等」という）に対し、居宅において、生活援助を行います。平成29年度は、現行の訪問介護相当のサービスのみ実施しています。

## 【取組の方向性】

訪問介護事業者の協力、住民ボランティア（育成含む）の活用等により、訪問型サービスA・B・C・Dの多様なサービスの実施を目指します。

現行相当の訪問型 サービス	実 績		計 画	
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	55	57	59	61

## ②通所型サービス

要支援者等に対して、施設等の居宅以外の場所において、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、心身機能の維持・向上を図ります。平成29年度は、現行の通所介護相当のサービスのみ実施しています。

## 【取組の方向性】

通所介護事業所の協力、住民ボランティア（育成含む）の活用等により、通所型サービスA・B・Cの多様なサービスの実施を目指します。

現行相当の通所型 サービス	実 績		計 画	
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	100	102	104	106

## ③その他の生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者、高齢者世帯に対する見守りも含めた配食サービスを実施しています。任意事業で実施してきた配食サービスを平成28年4月から生活支援サービスに位置づけて実施しています。

## 【取組の方向性】

利用者数がまだ少ない状況であるため、必要な高齢者が利用しやすいよう、サービス内容の充実とPRを図っていきます。

	実 績		計 画	
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	6	8	10	12

## ④介護予防ケアマネジメント

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対してアセスメントを行い、本人が自立した生活が送れるようケアプランを作成しています。一部、町内の居宅介護支援事業所に業務を委託しています。

## 【取組の方向性】

要支援者等の心身の状態等の評価（アセスメント）、利用者に適したサービス等の選択と計画立案（ケアプラン作成）、効果的なサービス提供のための調整（サービス担当者会議等）、利用効果の測定・評価（モニタリング）等の介護予防ケアマネジメントを実施し、自立支援に向けた適切なサービス利用につなぎます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	120	122	124	126

## (2) 社会参加と介護予防の推進

## 1) 一般介護予防事業

## ＜介護予防把握事業＞

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつないでいきます。様々な関係機関や協力団体からの情報提供が得られるよう協力を求めています。

## ＜介護予防普及啓発事業＞

介護予防に関する知識を普及啓発するため、パンフレットの配布や講演会、相談会の開催、介護予防教室を実施します。

## ①生き生き元気水中運動教室

鱒ヶ沢町室内温水プールを活用して、指導員による水中ウォーキングやアクアビクスなどの指導を実施しています。冬期間を除き、年間15回開催しています。

## 【取組の方向性】

年々、利用者数が増加しているので、今後も内容を充実させて実施していきます。また、男性の利用者も増やしていけるようPRしていきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	18	20	22	24

### ②生活とからだのお元気度チェック（弘前大学大学院保健学研究科と共催で実施）

平成24年度から継続して実施しています。運動機能の測定、心身状態のチェック、認知機能のチェックなどの項目で実施しており、介護予防の意識付けと楽しみながら参加できることを目的に今後も継続して実施していきます。

#### 【取組の方向性】

継続して参加することにより自分の変化が自覚でき、介護予防に取り組むきっかけになるよう継続参加を勧めていきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	17	20	25	30

## <地域介護予防活動支援事業>

### ①高齢者ふれあいの場支援事業

高齢者が歩いて通える身近な場所（町内の集会所や公民館）に週に1回程度集まって話をしたり、体操をしたりできる高齢者ふれあいの場づくりを行っています。高齢者ふれあいの場は、参加者が運営・利用の両方の役割を持ち、参加しながらボランティア活動を行う社会参加を目標とします。また、地域の高齢者の閉じこもりを防止するなど、地域から孤立することがないように介護予防につなげていきます。開設する個人や団体に対して、開設準備金や運営助成金を支援しています。

#### 【取組の方向性】

開設数を増やし、町内に10か所以上の開設を目指します。（人口1万人に対して概ね10か所を目標）

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開設数（か所）	8	9	10	11

### ②介護サポーター事業（鯨ヶ沢町社協に委託）

要支援・要介護認定を受けていない高齢者等を対象として、介護サポーター事業を実施しています。介護サポーター及び介護予防サポーター活動を行うことで、誰かの力になっているというやりがいや生きがい活動となり、さらに地域での支え合いの体制づくりにつながります。介護サポーター養成講座を受講し、活動意思を確認し登録してボランティア活動を行います。活動を行った場合にポイントが得られるという有償のボランティア制度です。

#### 【取組の方向性】

養成講座受講者を増やし、登録・活動できるサポーターを増やししていきます。サポーター活動の受け入れ事業所の確保、在宅で利用する方とのマッチングに関しても取り組んでいきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養成講座受講者数（人）	8	10	10	10
登録者総数（人）	14	24	34	44
受入事業所数（か所）	12	13	14	15

## 2) 高齢者の就業支援

## ①シルバー人材バンク

高齢者の就業の機会としてシルバー人材バンクを設置し、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進につなげています。

## 【取組の方向性】

高齢者の資格、経験から得た知識や技術を提供しながら生きがい活動に結び付けられるよう登録者数の増加を目指していきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数（人）	15	17	19	21

## 第4節 必要な時に利用できる医療・介護・福祉サービスが充実した町

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

高齢化の進展や介護保険制度の改正に伴い、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」などの取組を進めることにより、地域包括支援センターにおける業務量が増大するため、機能の強化が求められています。

#### <包括的支援事業>

##### 1) 地域包括支援センターの運営

###### ①総合相談支援

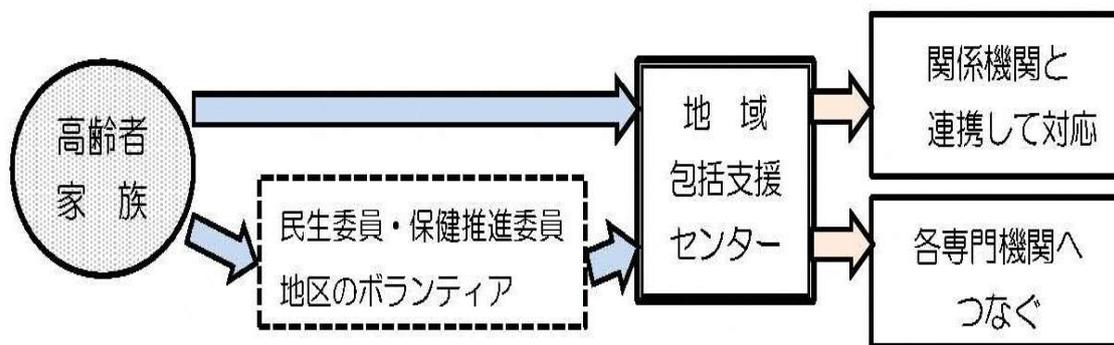
保健・医療・介護・福祉に関する情報を集約し、多様なニーズをもった高齢者の相談に総合的に対応できるよう、地域包括支援センターを中核として相談体制のネットワーク化を図ります。また、民生委員、地域のボランティアなどとの協働により、高齢者の多様なニーズの把握に努め、相談体制を充実させていきます。

###### 【取組の方向性】

高齢者が安心して相談できる総合相談窓口として、以下の機能を強化していきます。

- \* 高齢者の生活全般に関する相談窓口
- \* 保健・医療・介護・福祉の情報提供窓口の一本化
- \* 介護保険制度についての相談窓口
- \* 介護保険サービス、介護保険外サービスの総合的な情報提供
- \* 迅速・確実に各専門機関へつなぐ連携機能

さらに、高齢者を相談窓口につなぐ地域住民とのパイプ役として民生委員、保健推進委員等と連携して相談体制の充実を図っていきます。



###### ②介護予防ケアマネジメント

第3節介護予防と社会参加に積極的に取り組める町 (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ④介護予防ケアマネジメントに記載のとおり

## ③権利擁護体制の充実

## ◎成年後見制度利用支援事業

成年後見の申立てをする親族がない高齢者等に対し、町長が申立てを行います。また、後見人等の報酬費用を負担することが困難な高齢者等に対し、報酬費用の一部または全部を助成します。

## 【取組の方向性】

成年後見の申立てによる高齢者の権利の保護及び報酬費用の助成による経済的な支援を継続していきます。また、関係機関と連携し、制度の利用促進を図ります。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
町長申立て件数(人)	0	1	1	1

## ◎高齢者虐待防止

高齢者虐待相談の件数が増えてきています。高齢者虐待の予防・早期発見を目的に広報等で普及啓発を行い、地域で見守りをしている民生委員等への協力依頼を実施しています。また、「高齢者虐待対応フロー」を作成し、関係部署や関係機関と連携して対応できる体制を整えています。

## 【取組の方向性】

高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応、虐待対応後の見守り等の支援体制を構築するために、「高齢者等見守りネットワーク会議」を開催し、高齢者虐待防止と高齢者の権利擁護を図っていきます。

## ④包括的・継続的ケアマネジメント支援

町内の各事業所の介護支援専門員に対して、ケアプランの作成支援や困難事例対応の指導・助言を行っています。また、ケアマネジメントの質の向上と対応能力の向上を目指し、定期的に介護支援専門員連絡会、研修会を実施しています。

## 【取組の方向性】

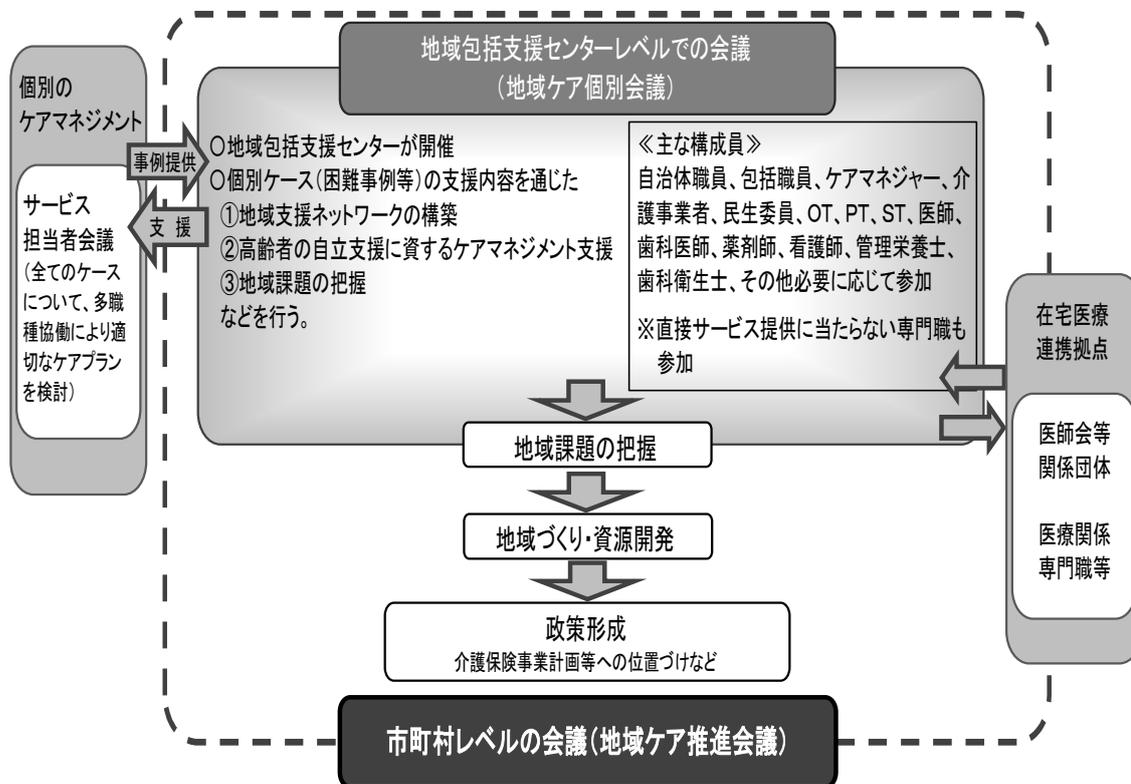
高齢者の多様なニーズや複雑な家族関係等から対応困難事例の増加が予測されます。各事業所の介護支援専門員のスキルアップを目的に必要度の高い研修会を実施していきます。対応困難事例に関しては、地域ケア会議の個別事例検討や同行訪問等でサポートしていきます。

## ⑤地域ケア会議の充実

地域ケア会議については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、さらに取組を進める必要性があります。平成27年度から内容の充実を図り、個別事例検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築等を目的とした地域ケア個別会議を実施しています。個別地域ケア会議で把握した地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていく地域ケア推進会議を実施しています。

【取組の方向性】

地域ケア個別会議では、個別事例の課題分析を積み重ねて地域に共通した課題を明確化することに重点を置き、地域ケア推進会議では、地域課題についての協議検討を行い、解決に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につなげていきます。



(2) 地域包括支援体制の充実

団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、医療・介護需要の急激な増加や認知症高齢者数の増大が見込まれています。療養生活が必要な状態や認知症になっても、住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしく安心して暮らせるような町づくりが必要とされています。また、在宅生活を継続していくために必要と思われる社会資源の開発等、生活支援体制整備を充実させていく必要があります。

1) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムの確立のためには、医療と介護の連携が重要であると指摘されています。団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、医療・介護需要の急激な増加や看取りニーズの増加も見込まれます。

ニーズ調査では、町民の63.1%の方が在宅での療養生活を希望しており、51.4%の方が人生の最期を自宅で迎えたいと希望しています。医療や介護関係者の多職種連携を強化し、入退院の情報共有、日常の療養生活、急変時や看取りの対応等、切れ目なく本人・家族を支援できる体制の構築に向け取り組んでいきます。

## 【取組の方向性】

ア 地域の医療・介護の資源の把握	地域における在宅医療や介護に関する情報の収集（聞き取り調査）、整理及び活用を目的に「鱒ヶ沢町在宅医療・介護マップ」を作成している。毎年、情報を更新しながら関係機関に情報提供していきます。
イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	町内の医療機関や介護事業所等に対して、在宅医療・介護連携に関するアンケート調査を実施し、課題の抽出に努めている。医療や介護の関係機関で構成される「鱒ヶ沢町在宅医療・介護連携推進委員会」において、課題の共有と対応策の検討を行い、施策に反映させていきます。
ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	在宅療養を支援する医療の提供体制を病院・診療所間で連携・バックアップ体制を構築していきます。切れ目のない在宅医療と介護の提供に向けて、介護支援専門員が中心的な役割を果たせるような体制づくりを行います。
エ 医療・介護関係者の情報共有の支援	二次医療圏で利用する入退院調整ルールの活用を図るとともに、医療機関と介護事業所や介護支援専門員が情報を共有できるツールを作成します。
オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅医療・介護連携に関する相談の受付、医療・介護関係者の連携調整の機能を担う在宅医療・介護連携相談窓口を設置します。
カ 在宅医療・介護関係者に関する研修	医療・介護関係者に対する研修を充実させ、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や関係者のスキルアップを図ります。
キ 地域住民への普及啓発	在宅医療・介護連携に関する情報を広報やHP等で公表し、住民の理解が深まるよう取組を行います。
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村との連携	二次医療圏の市町担当者の意見交換会を定期的で開催しており、今後も広域的な連携に努めていきます。

## 2) 認知症施策の推進

国の認知症施策総合推進戦略（通称「新オレンジプラン」）で掲げる「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のより良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指し、認知症対策に重点的に取り組みます。

認知症の正しい知識の普及啓発、見守りを行う地域の方々の理解促進、早期診断・早期対応を中心とした医療と介護の連携による支援等、認知症施策の推進を図ります。

①認知症初期集中支援事業の推進（認知症初期集中支援チーム）

認知症の方への対応は、発症の早期において、本人及び家族に対し、医療機関への受診、必要に応じた介護サービスの利用に結びつけることが重要です。平成29年2月地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医からの助言を受けながら、本人宅を訪問し、状態を観察・評価して、医療・介護サービスの利用につながるよう包括的・集中的に支援しています。また、町の認知症施策全体についても検討する場として認知症初期集中支援チーム検討委員会を設置しています。

【取組の方向性】

認知症初期集中支援チームの対象となる方が少なかったが、広報等で広く町民に対するPRや地域で見守りをしてきている民生委員等の関係者への広報活動も行っています。また、関係機関との連携やチーム員の対応力向上にも取り組んでいきます。

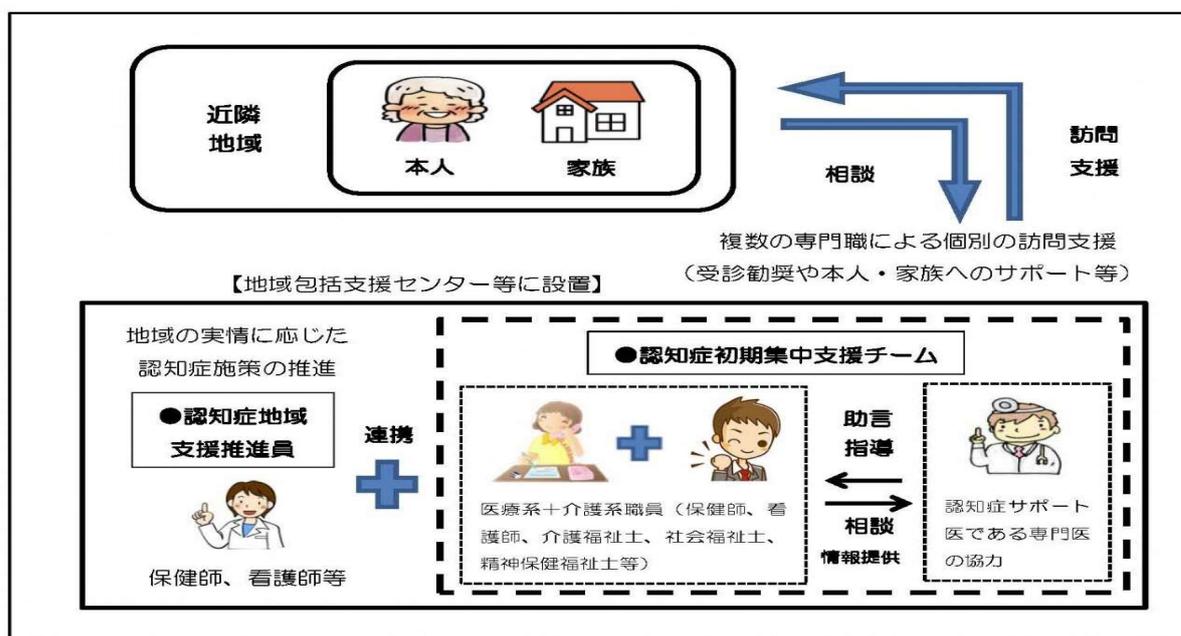
	実績		計画	
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
対応数（人）	2	3	4	5

②認知症地域支援・ケア向上事業の推進（認知症地域支援推進員の活動推進）

平成28年7月地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置して、認知症施策の企画・運営を行いながら、認知症の人とその家族への相談体制の整備と相談支援を行っています。平成29年1月より認知症サポート医に嘱託医を依頼し、医療的見地からの助言を受けています。

【取組の方向性】

認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、支援する関係機関との連携や調整を図っていきます。また、相談・支援体制の構築、家族に対する支援、認知症ケアに携わる多職種協働のための研修会の開催を行います。



### ③認知症サポーター養成事業の推進

認知症に関する正しい理解の普及を図るため認知症サポーター養成講座を開催しています。講座修了者には、その証として「オレンジリング」が交付され、認知症の方やその家族が安心して暮らし続けられる地域づくりの支援者となります。サポーター養成講座修了者は、平成29年9月時点で、1,115人となっています。

#### 【取組の方向性】

認知症サポーターの養成には、引き続き取り組んでいきます。今後は、小・中学生、町内会、商工会など、対象者を広げて認知症の理解の普及を図っていきます。

### ④認知症フォーラム

認知症に関して広く住民に理解してもらえるよう平成29年度から「認知症フォーラム」を年1回開催しています。

#### 【取組の方向性】

多くの住民に関心を持ってもらい、地域で支え合うことを意識してもらえるようフォーラムの内容を充実させていきます。

### ⑤認知症ケアパスの普及

認知症ケアパスは、認知症の発症から進行状況にあわせて、認知症の人が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければ良いかをあらかじめ標準的に決めておくものです。本町では、認知症初期集中支援チーム検討委員会で検討し、平成29年10月に作成しています。

#### 【取組の方向性】

認知症ケアパスを毎年、見直しながら内容の充実を図っていきます。また、関係機関や介護支援専門員等の認知症高齢者に関わる職種の方への周知を行い、活用を促進していくとともに、様々な機会を通して町民に説明し理解を得ながら活用を図っていきます。

### ⑥もの忘れ検診事業の推進

認知症の早期発見・早期治療に向けた取組として、タッチパネルを使用した「もの忘れ検診」を行っています。気軽に受診してもらえるよう、町内会や老人クラブ等の集まりに出向いて行う「出前もの忘れ検診」も実施しています。

#### 【取組の方向性】

今後も「もの忘れ検診」を継続し、軽度認知障害（MCI）の方を早期に発見して医療機関につなぐ取組を推進していきます。

### ⑦認知症カフェの創設

認知症の方と家族が、地域住民や医療・介護・福祉専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に、オープン型認知症カフェの創設に取り組みます。町内の事業所等で開設できるよう認知症地域支援推進員が認知症カフェの開設・運営を支援します。

## 3) 生活支援サービスの体制整備

## ①生活支援コーディネーターの活動推進（鱒ヶ沢町社協に委託）

支え合いの地域社会の構築を推進していくためには、元気な高齢者を中心として、さらに多くのマンパワーを活用する必要性が高まっています。高齢者の生活支援ニーズの把握や生活支援の担い手の養成、ニーズに応じた新たなサービスの開発、関係者間のネットワークづくり等を担う生活支援コーディネーターを平成27年8月から鱒ヶ沢町社会福祉協議会に委託しています。現在、2名の生活支援コーディネーターが活動しています。

## 【取組の方向性】

生活支援コーディネーターを中心に社会資源の把握調査、住民のニーズ調査、地区の懇談会、高齢者ふれあいの場の支援等に取り組んでいます。今後は、様々な地域への働きかけを行い、町が目指す地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の在宅生活の継続性を高める役割を果たしていきます。

## ②生活支援・介護予防体制整備推進協議会の活性化

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、生活支援コーディネーターと生活支援サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報共有・連携強化の場として、平成28年3月に設置しました。

## 【取組の方向性】

生活支援等サービスの体制整備を目的に定期的に協議会を開催し、生活支援コーディネーターと協議体が地域づくりを進めていくことができるよう基盤整備していきます。また、協議会に多様な関係者が参加することで理解を広め、協働して地域づくりを推進できる体制を整備していきます。

## 4) 家族介護者への支援

## ①家族介護者の集い

要介護高齢者（寝たきりや認知症の方等）を介護している家族を対象に、介護方法や介護技術の習得、介護者の健康づくりの知識の普及を図るとともに、参加者同士の交流や心身のリフレッシュを図ることを目的に実施しています。

## 【取組の方向性】

現在、年に1回開催していますが、今後は家族の交流機会を増やし、内容も家族の希望に添えるよう検討していきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	15	17	19	21

## ②家族介護用品支給事業

重度（要介護4・5）の要介護高齢者を自宅で介護する低所得世帯の家族を対象に、紙おむつ等と引き替えができる介護用品支給券を支給し、経済的負担の軽減を図るとともに要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ります。

## 【取組の方向性】

要介護者を介護する家族の負担蓄積は、在宅介護の継続を困難にする可能性があります。今後も介護用品支給事業を継続し、低所得者への支援、在宅介護継続を推進していきます。

	実績	計画		
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数（人）	25	26	27	28

## 5) 地域共生社会の実現に向けた取組

社会福祉法の改正により、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活について、住民や福祉・介護関係者による課題の把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記されました。また、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨も規定されました。

## 【取組の方向性】

上位計画である「地域福祉計画」を平成30年度に作成し、多種多様な支援を必要とする住民に適切なサービスが提供できる体制づくりを進めていきます。また、障害者の高齢化の背景を受けて、障害者が使い慣れた事業所でサービスを継続して利用できるよう、介護保険と障害者福祉の両制度に対応できる共生型サービスの創設を目指します。

## 第5節 安心して在宅生活が続けられる町

### (1) 緊急時の不安を軽減する対策

#### ①救急医療情報キット

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に、個人の医療情報や家族の情報（緊急時の連絡先）などを記載したキットを冷蔵庫に保管し、救急要請時に消防隊員が冷蔵庫から取り出し、スムーズに情報を医療機関に提供、家族への連絡ができることを目的として、平成25年度から実施しています。

#### 【取組の方向性】

今後も民生委員等の協力を得ながら、継続して普及啓発と活用促進を図っていきます。

	実 績		計 画	
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数（人）	155	165	175	185

#### ②安心電話設置

一人暮らしの高齢者を対象に、緊急時に相談・緊急ボタンを押して近所の協力員が様子を見に来てくれるという安心電話の設置を行っています。普段いる部屋に本体を設置し、夜間や室内移動時に利用できるペンダントを装着し、緊急時に押して迅速に対応できる体制を作っています。

#### 【取組の方向性】

今後も、継続して普及啓発と活用の促進を図っていきます。緊急時に抵抗なく使用できるよう普段の安否確認に使用しながら、活用できるよう支援していきます。

	実 績		計 画	
	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録者数（人）	75	78	82	85

#### ③避難行動要援護者対策

町内会や関係機関等と連携し、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な高齢者等の避難支援体制の構築に取り組んでいます。災害時に支援を要する高齢者等が迅速に福祉避難所へ移動できるよう関係機関（介護支援専門員、介護タクシー等）と連携して対応できるようにしています。

#### 【取組の方向性】

福祉避難所が4法人（7事業所）に増え、受け入れ体制も整ってきましたが、今後は、だれがどの福祉避難所にどのような移動手段で避難するか等を事前に決めておく個別の避難計画を立てて要援護者の避難がスムーズに行えるよう支援していきます。

## (2) 見守られている安心感が持てる取組

### ①地域見守り推進事業：ほのぼの交流事業（鱒ヶ沢町社協に委託）

一人暮らしの高齢者等に対し、地域住民による訪問または見守りを行うことによって孤独感の解消と安否確認をするとともに、ふれあいと支えあいのある心豊かな地域福祉社会づくりを推進しています。

#### 【取組の方向性】

高齢者が地域で安心して暮らすために地区社会福祉協議会（ほのぼの協力員）が実施する見守り活動を含めた福祉活動に対して支援していきます。

### ②高齢者等見守りネットワーク事業

#### ◎高齢者等見守りネットワーク推進会議

町内の関係機関（警察署・消防署・郵便局・銀行・商工会等）、介護事業所、町内会、民生委員、老人クラブなどと連携した日常的な見守り体制の構築を進めていきます。認知症高齢者等の見守り、高齢者虐待防止の見守り等、高齢者が安心して生活できるような地域での見守り体制づくりを行っていきます。年に数回、会議を開催し、高齢者等の見守りを強化していきます。

#### ◎徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等により徘徊行動が見られる高齢者に対して、事前に本人の情報を登録し、警察署や消防署等に情報提供し、徘徊で行方不明になった場合、迅速に検索ができるようなシステムを作っていきます。高齢者の安全の確保と介護者の負担軽減を図ることを目的に、関係機関や住民の理解が得られるよう取り組んでいきます。

## 第2章 高齢者を支える介護体制づくり (介護保険事業サービス量見込と保険料)

### 第1節 介護給付費適正化への取り組み及び目標

利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取り組みを実施します。

施策・事業内容	平成 30～32 年度の目標
<b>①要介護認定の適正化</b> 更新認定申請の際、ケアプランを担当している事業所とは別の事業所に調査委託する。	eラーニングの受講を推奨するとともに、調査員向けに、選択基準の誤りや特記事項掲載にあたっての留意点等を周知する。
<b>②ケアプランの点検</b> 居宅介護（予防）サービス計画の記載内容について、事業者に資料提供を求め、介護支援専門員資格を持つ職員が点検を行う。	適正化帳票を活用し個々の給付状況を確認し、点検プランの選出を行う。
<b>③住宅改修等の点検</b> 工事を施工する前に、事前申請書による工事見積書等の点検及び受給者宅への訪問調査により実態確認を行う。	町職員による現地確認及び書類確認を全件行うことで、適切な住宅改修となるよう点検を行う。
<b>④縦覧点検・医療情報との突合</b> 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行う。また、受給者の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。	国民健康保険団体連合会から送付されるデータをもとに、点検・突合を実施し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。
<b>⑤介護給付費通知</b> 受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知を行う。	受給者に対して、6か月ごとに通知を行うことで、適切なサービスの利用となるよう普及啓発を行う。
<b>⑥給付実績の活用</b> 青森県国保連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	青森県国保連合会から送付されるデータについて、毎月、確認を行い、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。

## 第2節 介護予防サービスの推進

介護予防サービスは、要支援 1～2 の方を対象に、要介護状態にならないよう身体機能の維持・向上を図るサービスです。

### (1) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションが必要と主治医が認めたと要支援者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

#### 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	29 人	25 人	23 人

### (2) 介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要支援者を対象に、日常生活上の便宜を図るため、また、要支援者の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

#### 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	20 人	17 人	15 人

### (3) 介護予防支援（介護予防ケアプラン作成）

要支援認定を受けた方が介護予防サービスを利用するためには、地域包括支援センターまたは自己（本人または家族）で作成するケアプランが必要となります。要支援認定を受けた方が適切なサービスを利用できるように、地域包括支援センターが利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護予防サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡や調整を行います。

#### 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	73 人	61 人	56 人

### 第3節 介護サービスの推進

介護サービスは、要介護 1～5 の方を対象に、自立した生活を継続するためのサービスです。

#### ■居宅サービス

##### (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

居宅において介護を受ける要介護者（居宅要介護者）に対し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、その方の居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をします。

###### 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	回数（回／月）	3,706 回	4,181 回	4,974 回
	人数（人／月）	133 人	135 人	147 人

##### (2) 訪問入浴介護

居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。

###### 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	回数（回／月）	38.4 回	35.8 回	35.2 回
	人数（人／月）	16 人	18 人	22 人

##### (3) 訪問看護

訪問看護が必要と主治医が認めた居宅要介護者に対し、その居宅において看護師等が療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

###### 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	回数（回／月）	136.4 回	86.6 回	166.6 回
	人数（人／月）	18 人	16 人	21 人

##### (4) 居宅療養管理指導

居宅要介護者を対象に、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が、療養上の管理及び指導を行います。

###### 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	19 人	15 人	19 人

## (5) 通所介護（デイサービス）

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、心身機能の維持を図ります。

## 【取組の方向性】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	回数（回／月）	771.7回	722.8回	752.2回
	人数（人／月）	115人	113人	117人

## (6) 通所リハビリテーション（デイケア）

主治医により通所リハビリテーションが必要と認められた居宅要介護者を対象に、当該施設において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、心身機能の維持回復を図ります。

## 【取組の方向性】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	回数（回／月）	575.8回	607.6回	673.6回
	人数（人／月）	63人	62人	63人

## (7) 短期入所生活介護（ショートステイ）

居宅要介護者を対象に、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

## 【取組の方向性】

利用者は横ばいと推計されているが、利用日数の増加や、時期によって利用者の一時的な増加が見込まれているため、今後、サービス提供体制整備について検討していきます。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	日数（日／月）	167.8日	231.5日	237.1日
	人数（人／月）	10人	10人	10人

## (8) 短期入所療養介護（ショートケア）

居宅要介護者を対象に、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、身体機能の維持・向上を図ります。

## 【取組の方向性】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	日数（日／月）	38.5日	38.5日	38.5日
	人数（人／月）	4人	4人	4人

## (9) 福祉用具貸与

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅要介護者の方に、日常生活上の便宜を図るため、また、要介護者等の機能訓練の為に福祉用具を貸与します。

## 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	127 人	115 人	120 人

## (10) 特定福祉用具購入費の支給

居宅要介護者に対し、入浴または排せつの用具等の購入費用を助成します。

## 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	2 人	1 人	1 人

## (11) 住宅改修費の支給

居宅要介護者が在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用を助成します。

## 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	1 人	1 人	1 人

## (12) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している要介護者を対象に、当該特定施設が計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話をします。

## 【取組の方向性】

今後の整備について検討していきます。

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	0 人	0 人	0 人

## (13) 居宅介護支援（ケアプランの作成）

適切なサービスを利用できるように、介護支援専門員が利用者の心身の状況等を的確に把握し、介護サービスの利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

## 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	265 人	256 人	266 人

## (14) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とし、居宅での介護が困難な入所者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常の世話及び機能訓練を行います。

## 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	49 人	49 人	49 人

## (15) 介護老人保健施設（老人保健施設）

入院して治療をする必要はないものの、在宅での療養が困難な要介護者に対して、看護や機能訓練などのサービスを提供し、家庭への復帰を目指します。

## 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	118 人	118 人	118 人

## (16) 介護療養型医療施設（療養型病床群）

長期にわたり療養を必要とする要援護高齢者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練等を行います。

## 【取組の方向性】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画	人数（人／月）	6 人	6 人	5 人

## 第4節 地域密着型サービスの推進

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とし、利用者のニーズにきめ細かく対応するためのサービスです。原則として鯉ヶ沢町民のみ利用することが出来ます。

### ■予防給付

#### (1) 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者を対象に、利用者の選択に基づき、心身の状況、環境等に応じ、通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスの3つのサービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

##### 【取組の方向性】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	人数(人/月)	12人	15人	17人

### ■介護給付

#### (1) 小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者を対象に、心身の状況、環境等に応じ、通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスの3つのサービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

##### 【取組の方向性】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	人数(人/月)	8人	8人	6人

#### (2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症要介護者を対象に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

##### 【取組の方向性】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	人数(人/月)	90人	90人	90人

## (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入居定員が30人未満である施設に入居している要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行います。

## 【取組の方向性】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	人数(人/月)	25人	26人	28人

## (4) 地域密着型通所介護(デイサービス)

利用定員18人以下の小規模事業所において、居宅要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、心身機能の維持を図ります。

## 【取組の方向性】

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画	回数(回/月)	224.8回	206.7回	220.3回
	人数(人/月)	26人	24人	26人

## 第5節 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料

## (1) 介護サービスの利用量の見込

介護サービスの年間の給付費（千円単位）、人数及び回数（日）数は1月あたりの数を推計しました。なお、見込量は、各年度10月1日時点を基準にしています。また、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度の推計値を参考として掲載しています。

## ① 介護予防サービスの見込量

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	給付費（千円）	184				
	人数（人）	1				
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	223	51	51	51	51
	回数（回）	4.0	1.1	1.1	1.1	1.1
	人数（人）	4	2	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	68	55	55	55	55
	人数（人）	1	1	1	1	1
介護予防通所介護	給付費（千円）	286				
	人数（人）	1				
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	14,461	9,820	8,291	7,412	7,842
	人数（人）	46	29	25	23	25
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	39	0	0	0	0
	日数（日）	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	1,635	1,036	884	782	782
	人数（人）	31	20	17	15	15
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費（千円）	934	0	0	0	0
	人数（人）	1	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	3,502	8,404	10,814	12,283	12,408
	人数（人）	5	12	15	17	18
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援						
	給付費（千円）	3,483	3,929	3,285	3,016	3,177
	人数（人）	65	73	61	56	59
合計		21,313	23,295	23,380	23,599	24,315

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

## ②介護サービスの見込量

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	106,216	127,066	143,196	170,313	240,107
	回数(回)	3,101.2	3,706.4	4,181.9	4,974.1	7,033.6
	人数(人)	128	133	135	147	131
訪問入浴介護	給付費(千円)	5,847	5,186	4,837	4,750	4,750
	回数(回)	44	38.4	35.8	35.2	35.2
	人数(人)	12	16	18	22	22
訪問看護	給付費(千円)	6,036	8,050	6,195	10,934	6,195
	回数(回)	107.6	136.4	86.6	166.6	86.6
	人数(人)	22	18	16	21	16
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	42	0	0	0	0
	回数(回)	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,327	975	793	1,001	537
	人数(人)	26	19	15	19	10
通所介護	給付費(千円)	76,454	65,837	60,776	63,801	42,297
	回数(回)	880	771.7	722.8	752.2	501.3
	人数(人)	115	115	113	117	102
通所リハビリテーション	給付費(千円)	48,714	47,655	49,453	55,364	58,174
	回数(回)	577.5	575.8	607.6	673.6	738.9
	人数(人)	69	63	62	63	55
短期入所生活介護	給付費(千円)	13,563	13,355	17,565	18,001	22,988
	日数(日)	163.7	167.8	231.5	237.1	309.9
	人数(人)	11	10	10	10	11
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	3,362	4,252	4,254	4,254	4,254
	日数(日)	30.5	38.5	38.5	38.5	38.5
	人数(人)	5	4	4	4	4
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	21,396	16,513	14,417	15,446	11,064
	人数(人)	158	127	115	120	95
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	596	802	502	502	502
	人数(人)	2	2	1	1	1
住宅改修費	給付費(千円)	1,374	1,239	1,239	1,239	1,239
	人数(人)	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	2,083	0	0	0	0	
	回数(回)	29.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	3	0	0	0	0	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	6,628	13,257	13,847	9,801	13,847	
	人数(人)	4	8	8	6	8	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	273,963	270,152	270,349	269,600	271,774	
	人数(人)	91	90	90	90	90	
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	45,021	75,036	78,839	85,465	90,861	
	人数(人)	15	25	26	28	29	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	19,791	19,463	17,519	18,720	18,277	
	回数(回)	231.8	224.8	206.7	220.3	211.7	
	人数(人)	27	26	24	26	25	
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	133,681	138,171	138,605	138,802	146,135	
	人数(人)	47	49	49	49	50	
介護老人保健施設	給付費(千円)	375,252	371,205	372,176	371,454	412,104	
	人数(人)	118	118	118	118	130	
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)		0	0	0	23,689	
	人数(人)		0	0	0	5	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	30,203	28,298	28,310	23,544		
	人数(人)	6	6	6	5		
(4) 居宅介護支援							
	給付費(千円)	46,168	43,034	41,594	43,612	35,972	
	人数(人)	282	265	256	266	222	
合計		給付費(千円)	1,166,068	1,249,546	1,264,466	1,306,603	1,398,769

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

### ③ 総給付費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
合計	(単位：千円)	1,187,381	1,272,841	1,287,846	1,330,202	1,423,084
	在宅サービス	374,282	389,979	399,567	441,337	478,521
	居住系サービス	273,963	270,152	270,349	269,600	271,774
	施設サービス	539,136	612,710	617,930	619,265	672,789

## (2) 介護保険事業にかかる総費用の見込み

介護保険料は、費用負担の公平化のため、総給付費及び特定入所者介護サービス費の調整を行い、調整後の額と高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合計した標準給付費を基礎とします。さらに、地域支援事業費合計見込額を加えた総費用額のうち、第1号被保険者が負担する分(23%)について、調整交付金や保険料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

## ■第1号被保険者の保険料の算定手順

(単位:円)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
標準給付費見込額	1,381,694,693	1,412,610,314	1,472,004,462	1,530,395,574
①総給付費(調整後)	1,272,728,039	1,303,643,660	1,363,037,808	1,422,859,326
②特定入所者介護サービス費(調整後)	65,686,950	65,686,950	65,686,950	65,686,950
③高額介護サービス費	40,000,000	40,000,000	40,000,000	38,665,647
④高額医療合算介護サービス費	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,903,947
⑤審査支払手数料	1,279,704	1,279,704	1,279,704	1,279,704
地域支援事業費	74,000,000	74,000,000	74,000,000	74,000,000
合計	1,455,694,653	1,486,610,314	1,546,004,462	1,604,395,574

(3) 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の設定

1. 標準給付費見込み額(A)

介護給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料を加え標準給付費見込み額(3年分)を算出する。

$$\begin{array}{r}
 \boxed{3,939,409,507} + \boxed{197,060,850} + \boxed{120,000,000} \\
 \text{(介護給付費)} \quad \text{(特定入所者介護サービス費)} \quad \text{(高額介護サービス費)} \\
 \\
 + \boxed{6,000,000} + \boxed{3,839,112} = \boxed{4,266,309,469} \text{ 円} \\
 \text{(高額医療合算サービス費)} \quad \text{(審査支払手数料)} \quad \text{(標準給付費見込み額(A))}
 \end{array}$$

2. 所得段階別加入割合補正後被保険者数(B)

各段階別被保険者の見込み数と各段階別被保険者の保険料の基準額に対する割合により、被保険者数(3年分)を算出する。

$$\begin{array}{r}
 \boxed{4,312} \times \boxed{0.5} + \boxed{1,124} \times \boxed{0.75} \\
 \text{(第1段階被保険者見込数)} \quad \text{(第1段階被保険者の保険料)} \quad \text{(第2段階被保険者見込数)} \quad \text{(第2段階被保険者の保険料)} \\
 \text{の基準額に対する割合)} \quad \text{の基準額に対する割合)} \\
 \\
 + \boxed{673} \times \boxed{0.75} + \boxed{2,426} \times \boxed{0.9} \\
 \text{(第3段階被保険者見込数)} \quad \text{(第3段階被保険者の保険料)} \quad \text{(第4段階被保険者見込数)} \quad \text{(第4段階被保険者の保険料)} \\
 \text{の基準額に対する割合)} \quad \text{の基準額に対する割合)} \\
 \\
 + \boxed{1,068} \times \boxed{1} + \boxed{1,348} \times \boxed{1.2} \\
 \text{(第5段階被保険者見込数)} \quad \text{(第5段階被保険者の保険料)} \quad \text{(第6段階被保険者見込数)} \quad \text{(第6段階被保険者の保険料)} \\
 \text{の基準額に対する割合)} \quad \text{の基準額に対する割合)} \\
 \\
 + \boxed{797} \times \boxed{1.3} + \boxed{265} \times \boxed{1.5} \\
 \text{(第7段階被保険者見込数)} \quad \text{(第7段階被保険者の保険料)} \quad \text{(第8段階被保険者見込数)} \quad \text{(第8段階被保険者の保険料)} \\
 \text{の基準額に対する割合)} \quad \text{の基準額に対する割合)} \\
 \\
 + \boxed{209} \times \boxed{1.7} = \boxed{10,162} \text{ 人} \\
 \text{(第9段階被保険者見込数)} \quad \text{(第9段階被保険者の保険料)} \quad \text{(所得段階別加入割合補正後被保険者数(B))} \\
 \text{の基準額に対する割合)}
 \end{array}$$

## 3. 第1号被保険者負担分相当額（C）

標準給付費見込額に地域支援事業費を加え、第1号被保険者負担割合により算出する。

$$\left( \begin{array}{c} \boxed{4,266,309,469} \\ \text{(標準給付費見込額)} \\ \text{(A)} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{222,000,000} \\ \text{(地域支援事業費)} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \boxed{0.23} \\ \text{(第1号被保険者負担割合)} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{1,032,311,178} \\ \text{(第1号被保険者負担分(C))} \end{array} \text{円}$$

## 4. 調整交付金相当額（D）

標準給付費見込額から全国平均交付割合により算出する。

$$\begin{array}{c} \boxed{4,266,309,469} \\ \text{(標準給付費見込額(A))} \end{array} \times \begin{array}{c} \boxed{0.05} \\ \text{全国平均交付割合} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{219,465,473} \\ \text{(調整交付金相当額(D))} \end{array} \text{円}$$

## 5. 後期高齢者補正係数（E）

後期高齢者数の多い市町村と少ない市町村の保険料の格差を補正するため、後期高齢者補正係数を算出する。

$$\text{当町の後期高齢者補正係数(E)} = \boxed{0.8990}$$

## 6. 所得補正係数（F）

高所得の高齢者が多い市町村と少ない市町村の保険料の格差を補正するため、全国的な段階別被保険者割合と当町の段階別被保険者割合の差を求め、所得補正係数を算出する。

	本町の 分布割合	全国分布	全国分布 との差
第1段階被保険者数	35.3%	18.3%	17.0%
第2段階被保険者数	9.2%	7.9%	1.3%
第3段階被保険者数	5.6%	7.4%	-1.8%
第4段階被保険者数	19.8%	13.9%	5.9%
第5段階被保険者数	8.8%	13.4%	-4.6%
第6段階被保険者数	11.0%	13.3%	-2.3%
第7段階被保険者数	6.5%	12.7%	-6.2%
第8段階被保険者数	2.2%	6.2%	-4.0%
第9段階被保険者数	1.7%	6.9%	-5.2%
計	100.0%	100.0%	0.0%

当町の所得補正係数（F）

$$\begin{array}{l} \text{平成30年度(F1)} = \boxed{0.8343} \\ \text{平成31年度(F2)} = \boxed{0.8294} \\ \text{平成32年度(F3)} = \boxed{0.8294} \end{array}$$

## 7. 調整交付金見込額 (G)

○調整交付金の交付割合

$$\begin{array}{l}
 \text{平成30年度} \quad (0.23 + 0.05) - 0.23 \times \boxed{0.8990} \times \boxed{0.8343} = \boxed{0.107491789} \\
 \text{平成31年度} \quad (0.23 + 0.05) - 0.23 \times \boxed{0.9109} \times \boxed{0.8294} = \boxed{0.106234894} \\
 \text{平成32年度} \quad (0.23 + 0.05) - 0.23 \times \boxed{0.9182} \times \boxed{0.8294} = \boxed{0.104842332}
 \end{array}$$

(後期高齢者補正係数 (E)) (所得補正係数 (F 1)) 調整交付金の交付割合  
(後期高齢者補正係数 (E)) (所得補正係数 (F 2)) 調整交付金の交付割合  
(後期高齢者補正係数 (E)) (所得補正係数 (F 3)) 調整交付金の交付割合

○調整交付金見込額

調整交付金見込額は各年度ごとに1,000円未満を切り捨てるものとする。

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
標準給付費見込額(再掲)	1,381,694,693	1,412,610,314	1,472,004,462	4,266,309,469
調整交付金補正係数	10.75%	10.62%	10.48%	
調整交付金見込額 (標準給付費見込額×調整交付金補正係数)	152,940,000	154,373,000	158,563,000	465,876,000

(調整交付金見込額 (G))

## 8. 保険料収納必要額 (H)

○財政調整基金の取崩し(3年間の総額) 66,000,000 円

○財政安定化基金特例交付金 0 円

第1号被保険者負担分相当額に調整交付金相当額を加え、調整交付金見込額、財政調整基金取崩額、介護保険財政安定化基金特例交付金を減じ、3年間の保険料収納必要額を算出する。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{1,032,311,178} + \boxed{219,465,473} - \boxed{465,876,000} \\
 \text{(第1号被保険者負担分 (C))} \quad \text{(調整交付金相当額 (D))} \quad \text{(調整交付金見込額 (G))} \\
 \\
 - \boxed{66,000,000} - \boxed{0} = \boxed{719,900,651} \text{ 円} \\
 \text{(財政調整基金取崩額)} \quad \text{(財政安定化基金特例交付金)} \quad \text{(保険料収納必要額 (H))}
 \end{array}$$

## 9. 保険料の基準月額

保険料収納必要額(3年分)を予定保険料収納率、所得別加入割合補正後被保険者数で除し、さらに12(ヶ月)で除すことにより保険料基準月額を算出した。

$$\frac{719,900,651}{(保険料収納必要額(H))} \div \frac{0.984}{(予定保険料収納率)} \div \frac{10,162}{(所得別加入割合補正後被保険者数(B))} \div 12 = 6,000 \text{ 円}$$

(保険料基準月額)

○前記の結果に基づき、第1号被保険者(65歳以上の方)1人当たりの平成30年度から平成32年度までの軽減後の月額保険料基準額を6,000円とする。

**保険料基準月額 6,000 円**

また、高齢者に賦課される保険料は所得状況に応じて9段階に区分される。

第7期は、第6期と同様、所得水準に応じて9段階の所得段階を設定します。

なお、介護保険法の改正により平成30年8月から一定以上の所得者の利用者負担割合が2割から3割になります。

## ■所得段階別第1号被保険者の介護保険料 ※1

段階	対象者	保険料率	保険料月額
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方。 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.50	3,000円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額× 0.75	4,500円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	基準額× 0.75	4,500円
第4段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.90	5,400円
第5段階	世帯内に住民税を課税されている方がおり、本人が住民税非課税で課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方	基準額× 1	6,000円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20	7,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額× 1.30	7,800円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額× 1.50	9,000円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方	基準額× 1.70	10,200円

※1 基準額(年額)は、「月額基準額×12か月」により算出します

なお、本町の第7期における第1号被保険者数、所得段階別加入割合及び所得段階別被保険者数の推計結果は、以下のとおりとなっています。

	第7期				平成37年度
	合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
第1号被保険者数（人）	12,222	4,086	4,072	4,064	3,872
前期(65～74歳)	5,443	1,803	1,814	1,826	1,627
後期(75歳～)	6,779	2,283	2,258	2,238	2,245
後期(75歳～84歳)	4,191	1,446	1,396	1,349	1,353
後期(85歳～)	2,588	837	862	889	892
所得段階別加入割合（％）					
第1段階	35.3%	34.9%	35.5%	35.4%	37.0%
第2段階	9.2%	9.3%	9.2%	9.1%	8.5%
第3段階	5.5%	5.5%	5.4%	5.6%	5.4%
第4段階	19.8%	19.6%	19.9%	20.1%	20.0%
第5段階	8.7%	8.6%	8.8%	8.8%	8.5%
第6段階	11.0%	11.5%	11.0%	10.6%	10.7%
第7段階	6.5%	6.6%	6.4%	6.5%	6.0%
第8段階	2.2%	2.2%	2.1%	2.2%	2.2%
第9段階	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数（人）					
第1段階	4,312	1,426	1,446	1,440	1,434
第2段階	1,124	380	375	369	329
第3段階	673	226	221	226	211
第4段階	2,426	801	809	816	775
第5段階	1,068	352	360	356	331
第6段階	1,348	469	447	432	413
第7段階	797	271	261	265	232
第8段階	265	90	85	90	85
第9段階	209	71	68	70	62
合計	12,222	4,086	4,072	4,064	3,872

# 資料編

---

## ■介護予防・日常生活ニーズ調査より抜粋

## ＜生活機能評価項目による判定基準＞

設 問		回答(状態)				項目	判定基準
問2-1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	① できるしている	② できるが、していない	③ できない		運動器機能	「該当」が3項目以上
		非該当		該当			
問2-2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	① できるしている	② できるが、していない	③ できない			
		非該当		該当			
問2-3	15分位続けて歩いていますか	① できるしている	② できるが、していない	③ できない			
		非該当		該当			
問2-4	過去1年間に転んだ経験がありますか	①何度も	②該当度	③ない			
		該当		非該当			
問2-5	転倒に対する不安は大きいですか	① とても不安	② やや不安	③ あまり不安ではない	④ 不安ではない		
		該当		非該当			
問2-4 (再掲)	過去1年間に転んだ経験がありますか	①何度も	②該当度	③ない		リ転ス倒	1項目
		該当		非該当			
問2-6	週に1回以上は外出していますか	① ほとんど外出しない	② 週該当回	③ 週2～4回	④ 週5回以上	こ閉もじり	1項目
		該当		非該当			
問3-1	BMI =体重(kg)÷(身長(m)×身長(m))	18.5未満				低栄養状態	2項目ともに「該当」
		該当					
問3-7	6か月間で2～3kgの体重減少がありましたか	①はい	②いいえ				
		該当	非該当				
問3-2	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか (咀嚼機能)	①はい	②いいえ			口腔機能	2項目以上「該当」
		該当	非該当				
問3-3	お茶や汁物等でむせることがありますか (嚥下機能)	①はい	②いいえ				
		該当	非該当				
問3-4	口の渇きが気になりますか (肺炎リスク)	①はい	②いいえ				
		該当	非該当				
問4-1	物忘れが多いと感じますか	①はい	②いいえ			機能知	1項目
		該当	非該当				
問7-3	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	①はい	②いいえ			うつ傾向	1項目以上「該当」
		該当	非該当				
問7-4	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	①はい	②いいえ				
		該当	非該当				

## ＜老研式活動能力指標による評価基準＞

		①		②		③			
問4-4	バスや電車を使って1人で外出していますか(自家用車でも可)	できるし、 している	1点	できるけど していない	1点	できない	0点	手段的自立 (I A D L)	活動能力 指数
問4-5	自分で食品・日用品の買物をしていますか	できるし、 している	1点	できるけど していない	1点	できない	0点		
問4-6	自分で食事の用意をしていますか	できるし、 している	1点	できるけど していない	1点	できない	0点		
問4-7	自分で請求書の支払いをしていますか	できるし、 している	1点	できるけど していない	1点	できない	0点		
問4-8	自分で預貯金の出し入れをしていますか	できるし、 している	1点	できるけど していない	1点	できない	0点		
問4-9	年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	はい	1点	いいえ	0点	—		知的能動性 得点	
問4-10	新聞を読んでいますか	はい	1点	いいえ	0点	—			
問4-11	本や雑誌を読んでいますか	はい	1点	いいえ	0点	—			
問4-12	健康についての記事や番組に関心がありますか	はい	1点	いいえ	0点	—			
問4-13	友人の家を訪ねていますか	はい	1点	いいえ	0点	—		社会的役割	
問4-14	家族や友人の相談にのっていますか	はい	1点	いいえ	0点	—			
問4-15	病人を見舞うことができますか	はい	1点	いいえ	0点	—			
問4-16	若い人に自分から話しかけることがありますか	はい	1点	いいえ	0点	—			

	1	2	3
	低い	やや低い	高い
手段的自立(5点)	3点以下	4点	5点
知的能動性(4点)	2点以下	3点	4点
社会的役割(4点)	2点以下	3点	4点
活動能力(13点)	8点以下	9～10点	11～13点

## ■高齢者関連施設（平成30年2月現在）

施設の種類	施設名	定員	所在地	設置(運営)主体	開設年度	備考
地域包括支援センター	鱒ヶ沢町地域包括支援センター	—	本町	鱒ヶ沢町	平成18年度	町役場内
通所介護	鱒ヶ沢町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	35人	舞戸町	鱒ヶ沢町社会福祉協議会	平成10年度	町総合保健福祉センター内
	つくし荘デイサービスセンター	25人	北浮田町	社会福祉法人つくし会	平成4年度	特別養護老人ホームつくし荘併設
	デイサービスセンター やすらぎ	9人	北浮田町	社会福祉法人つくし会	平成10年度	特別養護老人ホームつくし荘併設
	デイサービスセンター みなみ	15人	館前町	社会福祉法人つくし会	平成8年度	
	あいデイサービス	30人	舞戸町	有限会社いあい	平成18年度	
	デイサービスセンター 健康倶楽部	18人	舞戸町	有限会社フォト・テン	平成24年度	
訪問介護	鱒ヶ沢町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	—	舞戸町	鱒ヶ沢町社会福祉協議会	平成12年度	町総合保健福祉センター内
	つくし荘ヘルパー ステーション	—	北浮田町	社会福祉法人つくし会	平成8年度	特別養護老人ホームつくし荘併設
	介護センター まごころ	—	舞戸町	ディケーサービス	平成21年度	
	訪問介護ステーション みつわ	—	舞戸町	有限会社フォト・テン	平成22年度	
	訪問介護ステーション しあわせ	—	南浮田町	株式会社幸友会	平成21年度	
	ケアセンターあい	—	舞戸町	有限会社いあい	平成25年度	
訪問看護	あじがさわ訪問看護 ステーション しあわせ	—	舞戸町	株式会社幸友会	平成12年度	
	つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	—	舞戸町	つがる西北五広域連合	平成24年度	

施設の種類	施設名	定員	所在地	設置(運営)主体	開設年度	備考
訪問リハビリ	つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	—	舞戸町	つがる西北五広域 連合	平成24年度	
	介護老人保健施設 ながだい荘	—	長平町	社会福祉法人 音羽会	平成16年度	
通所リハビリ	介護老人保健施設 ながだい荘	—	長平町	社会福祉法人 音羽会	平成9年度	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム つくし荘	10人	北浮田町	社会福祉法人 つくし会	平成12年度	
	ひばり野	10人	建石町	社会福祉法人 桜美会	平成29年度	
短期入所療養介護	介護老人保健施設 ながだい荘	10人	長平町	社会福祉法人 音羽会	平成12年度	
認知症対応型共同生 活介護（グループホ ーム）	うぐいすの里	27人	長平町	社会福祉法人 音羽会	平成12年度	
	百代ハウス	18人	北浮田町	社会福祉法人 つくし会	平成14年度	
	しあわせ	9人	南浮田町	株式会社幸友会	平成15年度	
	にこにこ	18人	北浮田町	有限会社三英会	平成16年度	
	やよい荘	18人	舞戸町	有限会社やよい	平成17年度	
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム つくし荘	50人	北浮田町	社会福祉法人 つくし会	平成4年度	
地域密着型特別養護 老人ホーム	ひばり野	29人	建石町	社会福祉法人 桜美会	平成29年度	
小規模多機能型居宅 介護	ひばり野	29人	建石町	社会福祉法人 桜美会	平成29年度	
ケアハウス	ケアハウス碧い風	30人	北浮田町	社会福祉法人 つくし会	平成14年度	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ながだい荘	100人	長平町	社会福祉法人 音羽会	平成9年度	
有料老人ホーム	しあわせ	10人	南浮田町	株式会社幸友会	平成21年度	
	七福神（サ高住）	32人	北浮田	社会福祉法人 つくし会	平成24年度	
	あっとホームあい	18人	舞戸町	有限会社 i あい	平成25年度	

## 鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会設置要綱

### (設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づき、鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成するため、鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成に関する事。
- (2) 鱒ヶ沢町高齢者保健福祉計画の見直しに関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を総理するとともに会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (構成)

第4条 委員の定数は20名以内とし、次の者のうちから町長が委嘱をする。

- (1) 住民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関連する機関、施設代表
- (4) その他町長が特に認める者

### (作業部会)

第5条 委員会に作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は健康ほけん課長、副部会長は福祉衛生課長の2名をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を総理するとともに会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、町長が招集する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康ほけん課において行う。

### (その他)

第9条 委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

## 鱒ヶ沢町介護保険事業計画作成委員会名簿

委員任期：平成29年6月1日～平成32年3月31日

		氏名	所属団体等
1		星野 恵治	つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院院長
2		世永 一雅	鱒ヶ沢町社会福祉協議会事務局長
3		新保 なり子	民生・児童委員協議会会長
4	○	木村 陽子	保健推進委員会会長
5	◎	安田 正美	元国保介護課課長
6		成田 守男	グループホーム百代ハウス代表
7		兼岡 正英	人権擁護委員
8		五十嵐 ノエ	鱒ヶ沢地区代表
9		杉原 勇	舞戸地区代表
10		寺沢 里志	赤石地区代表

◎ 会長

○ 副会長

庶務	健康ほけん課 課長 三上 竹久	
	介護保険班 班長 伊東 博徳 主幹 三橋 美枝子 副主幹 今 弘和	地域包括支援センター 主任保健師 神 静 主任保健師 井上 信子 主任保健師 新保 尚子 主査（社会福祉士） 丸山 慧

## 鯨ヶ沢町介護保険事業計画作業部会員名簿

		氏 名	所属部署等	職 名
1	◎	三上 竹久	健康ほけん課	課長
2	○	齋藤 伸治	福祉衛生課	課長
3		神 哲也	//	福祉班長
4		一戸 浩尚	健康ほけん課	健康推進班長
5		齋藤 堤子	//	総括主任保健師
6		伊東 博徳	//	介護保険班長
7		三橋 美枝子	//	主幹
8		今 弘和	//	副主幹
9		神 静	//	主任保健師
10		井上 信子	//	主任保健師
11		新保 尚子	//	主任保健師
12		丸山 慧	//	主査（社会福祉士）

◎ 部会長

○ 副部会長



鱒ヶ沢町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（案）

発行：青森県鱒ヶ沢町

編集：鱒ヶ沢町健康ほけん課

平成 30 年 3 月

〒038-2792

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町 209-2

TEL：0173-72-2111（代表）

FAX：0173-72-2374（代表）